

昭和二十五年法律第二百一十一号

地方交付税法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこわすに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合の額並びに地方法人税の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるといふに国が交付する税をいう。
- 二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。
- 三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一条の規定により算定した額をいう。
- 四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。
- 五 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう。
- 六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当たりの費用(当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定を適用した後の測定単位の単位当たりの費用)で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乘ずべきものをいう。

第三条 総務大臣は、常に各地方団体の財政状況の的確な把握に努め、地方交付税(以下「交付

税」という。)の総額を、この法律の定めるところにより、財政需要額が財政収入額をこえる地方団体に対し、衡平にその超過額を補てんすることを旨として交付しなければならない。

2 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。

3 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容を備えるようにしなければならない。

(総務大臣の権限と責任)

第四条 総務大臣は、この法律を実施するため、次に掲げる権限と責任とを有する。

- 一 毎年度分として交付すべき交付税の総額を見積もること。
- 二 各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、及びこれを交付すること。
- 三 第十条、第十五条、第十九条又は第二十条の二に規定する場合において、各地方団体に對する交付税の額を変更し、減額し、又は返還させること。
- 四 第十八条に定める地方団体の審査の申立てを受けし、これに対する決定をすること。
- 五 第十九条第七項(第二十條の二第四項において準用する場合を含む。)に定める異議の申出を受けし、これに対する決定をすること。
- 六 第二十条に定める意見の聴取を行うこと。
- 七 交付税の総額の見積り及び各地方団体に交付すべき交付税の額の算定のために必要な資料を収集し、及び整備すること。
- 八 収集した資料に基づき、常に地方財政の状況を把握し、交付税制度の運用について改善を図ること。
- 九 前各号に定めるもののほか、この法律に定める事項

(交付税の算定に関する資料)

第五条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を総務大臣に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

4 基準財政需要額の中に含まれる経費に係る地方行政に關係がある国の行政機関(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項の機関、デジタル庁並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の機関をいう。以下「関係行政機関」という。)は、総務大臣が要求した場合においては、その所管に係る行政に關し、総務大臣の要求に係る交付税の総額の算定又は交付に關し必要な資料を総務大臣に提出しなければならない。

(交付税の総額)

第六条 所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入額の百分の五十、消費税の収入額をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の三十三・一、酒税の収入見込額の百分の五十、消費税の収入見込額の百分の十九・五並びに地方法人税の収入見込額に相當する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

(交付税の種類等)

第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十四に相當する額とする。

3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の六に相當する額とする。

(特別交付税の額の変更等)

第六条の三 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる

場合においては、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする。

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

- イ 各税目ごとの課税標準額、税率、測定見込額及び徴収見込額
- ロ 使用料及び手数料
- ハ 起債額
- ニ 国庫支出金
- ホ 雑収入

二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

- イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
- ロ 国庫支出金に基く経費の総額
- ハ 地方債の利子及び元金償還金

第八条 各地方団体に対する交付税の額は、毎年度四月一日現在により、算定する。

(廃置分合又は境界変更の場合の交付税の措置)

第九条 前条の期日後において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該地方団体に対する交付税の措置については、左の各号の定めるところによる。

- 一 廃置分合に因り一の地方団体の区域がそのまま他の地方団体の区域となつたときは、当該廃置分合の期日後は、当該廃置分合前の地方団体に対して交付すべきであった交付税の額は、当該地方団体の区域が新たに属することとなつた地方団体に交付する。
- 二 廃置分合に因り一の地方団体の区域が分割されたとき、又は境界変更があつたときは、当該廃置分合又は境界変更の期日後は、当該廃置分合又は境界変更前の地方団体に対し交付すべきであった交付税の額は、総務省令で定めるところにより、廃置分合若しくは境界

変更に係る区域又は境界変更に係る区域を除いた当該地方団体の区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ当該年度の四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に對し交付すべきであった交付税の額にあん分し、当該あん分した額を廃置分合若しくは境界変更に係る区域が属することとなった地方団体又は境界変更に係る区域が属していた地方団体に對し、それぞれ交付する。

（普通交付税の額の算定）

第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に對して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に對し交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

当該地方団体の財源不足額 ÷ 当該地方団体の基準財政需要額 × （財源不足額の合算額 ÷ 普通交付税の総額） ÷ 基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額

3 総務大臣は、前二項の規定により交付すべき普通交付税の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。但し、交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更することができる。

4 総務大臣は、前項の規定により普通交付税の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

5 第三項ただし書の規定により一部の地方団体について既に決定した普通交付税の額を変更した場合においては、それがために他の地方団体について既に決定している普通交付税の額を変更することはしないものとする。

6 当該年度分として交付すべき普通交付税の総額が第二項但書の規定により算定した各地方団体に對して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。

（基準財政需要額の算定方法）
 第十一条 基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。
 （測定単位及び単位費用）
 第十二条 地方行政に要する経費のうち各地方団体の財政需要を合理的に測定するために経費の種類を区分してその額を算定するもの（次項において「個別算定経費」という。）の測定単位は、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその測定単位の欄に定めるものとする。

地方団体の種類	測定単位
一 警察費	警察職員数
二 土木費	道路橋道路の面積
三 港灣費	道路の延長 河川の延長 河川における係留施設の延長 港灣における外郭施設の延長 漁港における係留施設の延長 漁港における外郭施設の延長
四 その他	人口
一 三 教育費	小学校教職員数
二 費	中学校教職員数
三 費	高等学校教職員数
四 校費	生徒数
五 特別支	教職員数
六 援学校費	学級数

5 その他人口
 高等専門学校及び大学の学生の数
 私立の学校の幼児、児童及び生徒の数
 四 厚生労働費
 1 生活保町村部人口
 2 社会福人口
 3 衛生費人口
 4 こども十八歳以下人口
 5 子育て費
 6 高齢者六十五歳以上人口
 7 保健福祉費
 七十五歳以上人口
 8 労働費人口
 9 産業経
 10 農業行農家数
 11 林野行公有以外の林野の面積
 12 水産行公有林野の面積
 13 水産行水産業者数
 14 商工人口
 15 政費
 16 総務費
 17 徴稅費
 18 世帯数
 19 恩給費
 20 恩給受給権者数
 21 地域振人口
 22 災害復
 23 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方政法（昭和二十三年法律第九号）第五條の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなる）と認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元

利償還金（償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額。以下同じ。）
 八 補正予
 算償還費
 平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
 九 地方税
 減収補償償
 還費
 平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
 十 財源対
 策償還費
 平成十六年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
 十一 減稅
 補償償還費
 平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
 十二 臨時
 財政対策償
 還費
 平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
 十三 東日
 本大地震
 緊急防災
 復興等償
 還費
 平成二十五年から令和五年度までの各年度において令和五年度国緊急防災復興等償還に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

1 警察費	警察職員数
2 土木費	道路橋道路の面積
3 港灣費	道路の延長 河川の延長 河川における係留施設の延長 港灣における外郭施設の延長 漁港における係留施設の延長 漁港における外郭施設の延長
4 その他	人口
一 三 教育費	小学校教職員数
二 費	中学校教職員数
三 費	高等学校教職員数
四 校費	生徒数
五 特別支	教職員数
六 援学校費	学級数
七 災害復	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方政法（昭和二十三年法律第九号）第五條の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなる）と認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）に係る元
八 補正予	算償還費 平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金
九 地方税	減収補償償 還費 平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
十 財源対	策償還費 平成十六年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
十一 減稅	補償償還費 平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
十二 臨時	財政対策償 還費 平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額
十三 東日	本大地震 緊急防災 復興等償 還費 平成二十五年から令和五年度までの各年度において令和五年度国緊急防災復興等償還に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額

市町村	一 消防費	二 土木費	三 都市計都市計画区域における人口	四 公園費	五 下水道人口	六 その他人口	七 小学校児童数	八 中学校生徒数	九 高等学校教職員数	十 その他人口	十一 厚生費	十二 生活保市部人口	十三 社会福人口	十四 保健衛人口	十五 生費
	地方債の額	道路の延長	都市公園の面積	世帯数	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積	面積

十四 国土令和元年度から令和五年度まで強靱化施策の各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た	四 こども十八歳以下人口	五 高齢者六十五歳以上人口	六 清掃費人口	七 産業経人口	八 農業行農家数	九 林野水産業及び水産業の従業者数	十 商工行人口	十一 総務費	十二 徴税費	十三 戸籍住戸籍数	十四 民基本台帳	十五 地域振人口	十六 災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た	十七 辺地対辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た	十八 補正予算の各年度から平成十年度までの算償償還費	十九 平成十六年度から令和五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た	二十 地方税の減収補填のため平成十七年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た
--	--------------	---------------	---------	---------	----------	-------------------	---------	--------	--------	-----------	----------	----------	------------------------------------	---------------------------------------	----------------------------	---	---

十一 財源平成十三年度から令和五年度まで対策償還での各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た	十二 減税個人市町村民税に係る特別減税等による平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	十三 臨時財政対策債平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	十四 東日本大震災全年度において東日本大震災緊急防災対策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た	十五 国土令和元年度から令和五年度まで強靱化施策の各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た	地方債の額
---	---	--	--	--	-------

三 警察法（昭和二十九年法律第六十号）第五十七条に規定する政令で定める基準により算定した当該道府県の警察職員数	四 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十八条に規定する道路台帳（以下「道路台帳」という。）に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの面積	五 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二十八条に規定する道路台帳（以下「道路台帳」という。）に記載されている道路で当該地方団体が管理するものの面積	六 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十二条第二項に規定する河川現況台帳に記載されている河川で当該地方団体がその経費を負担するものの河岸のうち、当該地方団体の区域内に所在するものの延長	七 港港法（昭和三十五年法律第二百八号）第四十八条の二第一項の港港係台帳（以下「港港係台帳」という。）に記載されている係台帳の延長	八 港港法（昭和三十五年法律第二百八号）第五項第九号の二に掲げる外ける廃棄物処理施設のうち廃棄物処理施設（以下「港港係台帳」という。）の延長	九 港港法（昭和三十五年法律第二百八号）第五項第九号の二に掲げる外ける係台帳（以下「港港係台帳」という。）に記載されている係台帳の延長	十 港港法（昭和三十五年法律第二百八号）第五項第九号の二に掲げる外ける係台帳（以下「港港係台帳」という。）に記載されている係台帳の延長	十一 港港法（昭和三十五年法律第二百八号）第五項第九号の二に掲げる外ける係台帳（以下「港港係台帳」という。）に記載されている係台帳の延長	十二 港港法（昭和三十五年法律第二百八号）第五項第九号の二に掲げる外ける係台帳（以下「港港係台帳」という。）に記載されている係台帳の延長	十三 港港法（昭和三十五年法律第二百八号）第五項第九号の二に掲げる外ける係台帳（以下「港港係台帳」という。）に記載されている係台帳の延長	十四 港港法（昭和三十五年法律第二百八号）第五項第九号の二に掲げる外ける係台帳（以下「港港係台帳」という。）に記載されている係台帳の延長	十五 港港法（昭和三十五年法律第二百八号）第五項第九号の二に掲げる外ける係台帳（以下「港港係台帳」という。）に記載されている係台帳の延長	十六 港港法（昭和三十五年法律第二百八号）第五項第九号の二に掲げる外ける係台帳（以下「港港係台帳」という。）に記載されている係台帳の延長	十七 港港法（昭和三十五年法律第二百八号）第五項第九号の二に掲げる外ける係台帳（以下「港港係台帳」という。）に記載されている係台帳の延長	十八 港港法（昭和三十五年法律第二百八号）第五項第九号の二に掲げる外ける係台帳（以下「港港係台帳」という。）に記載されている係台帳の延長	十九 港港法（昭和三十五年法律第二百八号）第五項第九号の二に掲げる外ける係台帳（以下「港港係台帳」という。）に記載されている係台帳の延長	二十 港港法（昭和三十五年法律第二百八号）第五項第九号の二に掲げる外ける係台帳（以下「港港係台帳」という。）に記載されている係台帳の延長
---	--	--	--	---	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

郭施設の延長	十一 都市計方面の人口で都市計画法（昭和四画区域十三年法律第百号）第四条第二項の人口	十二 都市公園法（昭和三十一年法律第七千都市公十九号）第十七条第一項に規定する都市公園台帳に記載されている都市公園で当該市町村が管理するものの面積	二十七 官報で公示された最近の国勢調査の人口 町村結果による当該道府県の人口のうち町村（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を設置する町村（次号において「福祉事務所設置町村」という。）を除く。）に係るもの
十二 都市公園法（昭和三十一年法律第七千都市公十九号）第十七条第一項に規定する都市公園台帳に記載されている都市公園で当該市町村が管理するものの面積	十三 公立義務教育諸学校の学級編制及び小学校教育職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号）に規定する学級編制の標準及び教育職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次号から第十六号までにおいて同じ。）の教育職員に係る当該道府県の定数	十四 最近の統計法（平成十九年法律第五号）第二条第六項に規定する「学校基本調査」という。）で学校に係るもの（以下「学校基本調査」という。）の結果による当該市町村立の小学校に在学する学齢児童の数	二十八 官報で公示された最近の国勢調査の人口 市部結果による当該市（福祉事務所設置町村を含む。）の人口
十三 公立義務教育諸学校の学級編制及び小学校教育職員定数の標準に関する法律（昭和三十二年法律第百十六号）に規定する学級編制の標準及び教育職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次号から第十六号までにおいて同じ。）の教育職員に係る当該道府県の定数	十五 公立義務教育諸学校の学級編制及び小学校教育職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の小学校の学級数	十六 最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の数	二十九 最近の国勢調査の結果による当該地人口 十八 方団体の十八歳以下の人口
十四 最近の統計法（平成十九年法律第五号）第二条第六項に規定する「学校基本調査」という。）で学校に係るもの（以下「学校基本調査」という。）の結果による当該市町村立の小学校に在学する学齢児童の数	十七 公立義務教育諸学校の学級編制及び小学校教育職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教育職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定	十八 最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	三十 最近の国勢調査の結果による当該市人口 十五 方団体の六十五歳以上の人口
十五 公立義務教育諸学校の学級編制及び小学校教育職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の小学校の学級数	十九 公立義務教育諸学校の学級編制及び小学校教育職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の中学校の数	二十 最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の中学校の数	三十一 最近の国勢調査の結果による当該地人口 七 十方団体の七十五歳以上の人口
十六 最近の学校基本調査の結果による当該市町村立の小学校の数	二十 公立義務教育諸学校の学級編制及び小学校教育職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該市町村立の中学校の数	二十一 道府県にあつては公立高等学校の適人高等正配置及び教育職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八号）の規定により算定した当該道府県立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。）の教育職員定数（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）以外の当該道府県の区域内の市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数を含む。）、市町村にあつては公立高等学校の適正配置及び教育職員定数の標準等に関する法律の規定により算定した当該市町村立の高等学校の教育職員定数（指定都市以外の市町村にあつては、当該市町村立の高等学校の定時制の課程に係る校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、助教諭及び講師の数を除く。）	三十二 最近の農業に係る基幹統計調査（以戸農家下「農林業センサス」という。）の結果による当該地方団体の農家（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有資格法人を含む。）の数
十七 公立義務教育諸学校の学級編制及び小学校教育職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教育職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定	二十二 最近の学校基本調査の結果による当該地方団体の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の全日制の	二十三 公立義務教育諸学校の学級編制及び小学校教育職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教育職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特別支援学校の小	三十三 最近の農林業センサスの結果による当該道府県の区域内の道府県及び森林の三十三法律第五十七号）第十条第一号に掲げる森林整備法人（以下「森林整備法人」という。）の所管する林野を除く。）の面積
十八 公立義務教育諸学校の学級編制及び小学校教育職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定	二十三 公立義務教育諸学校の学級編制及び小学校教育職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該道府県の区域内の公立の特別支援学校の小	二十四 公立義務教育諸学校の学級編制及び小学校教育職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該道府県立の特別支援学校の小	三十四 最近の農林業センサスの結果による当該道府県の区域内の道府県及び森林の林整備法人の所管する林野の面積
十九 公立義務教育諸学校の学級編制及び小学校教育職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定	二十四 公立義務教育諸学校の学級編制及び小学校教育職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該道府県立の特別支援学校の小	二十五 最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等専門学校（当該道府県が地方独立行政法人法（平成十及及び五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体である同法第六	三十五 最近の漁業に係る基幹統計調査の結果による当該道府県の水産業者数
二十 公立義務教育諸学校の学級編制及び小学校教育職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定	二十五 最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等専門学校（当該道府県が地方独立行政法人法（平成十及及び五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体である同法第六	二十六 最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の私立の幼稚園の幼児、年法律第六十五号）第二十七条第一児童及項の確認を受けたものを除く。）小	三十六 最近の国勢調査の結果による当該市人口 林業町村の林業及び水産業者数
二十 公立義務教育諸学校の学級編制及び小学校教育職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定	二十六 最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の私立の幼稚園の幼児、年法律第六十五号）第二十七条第一児童及項の確認を受けたものを除く。）小	二十七 官報で公示された最近の国勢調査の人口 町村結果による当該道府県の人口のうち町村（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を設置する町村（次号において「福祉事務所設置町村」という。）を除く。）に係るもの	三十七 官報で公示された最近の国勢調査の人口 町村結果による当該道府県の人口のうち町村（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を設置する町村（次号において「福祉事務所設置町村」という。）を除く。）に係るもの

「地方消費税交付金」という。)、同法第三十二条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金(第十四条第一項及び第三項において「ゴルフ場利用税交付金」という。)、同法第四百四十四条の六十第一項の規定により道路法第七条第三項に規定する指定市(第十四条第一項において「指定市」という。))に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金(第十四条第一項及び第三項において「軽油引取税交付金」という。)、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の減収補填のため令和二年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

平成六十二条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の特例の適用期間の終了及び平成六年に平成六年の適用期間の終了から平成六年に平成六年における消費税の減少に伴う道府県又は市町村の消費税額の減少による同年度及び平成七年度八年度の減収額

平成六十三条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の特例の適用期間の終了及び平成六年に平成六年の適用期間の終了から平成六年に平成六年における消費税の減少に伴う道府県又は市町村の消費税額の減少による同年度及び平成七年度八年度の減収額

平成六十四条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の特例の適用期間の終了及び平成六年に平成六年の適用期間の終了から平成六年に平成六年における消費税の減少に伴う道府県又は市町村の消費税額の減少による同年度及び平成七年度八年度の減収額

平成六十五条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の特例の適用期間の終了及び平成六年に平成六年の適用期間の終了から平成六年に平成六年における消費税の減少に伴う道府県又は市町村の消費税額の減少による同年度及び平成七年度八年度の減収額

平成六十六条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の特例の適用期間の終了及び平成六年に平成六年の適用期間の終了から平成六年に平成六年における消費税の減少に伴う道府県又は市町村の消費税額の減少による同年度及び平成七年度八年度の減収額

平成六十七条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の特例の適用期間の終了及び平成六年に平成六年の適用期間の終了から平成六年に平成六年における消費税の減少に伴う道府県又は市町村の消費税額の減少による同年度及び平成七年度八年度の減収額

平成六十八条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の特例の適用期間の終了及び平成六年に平成六年の適用期間の終了から平成六年に平成六年における消費税の減少に伴う道府県又は市町村の消費税額の減少による同年度及び平成七年度八年度の減収額

平成六十九条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の特例の適用期間の終了及び平成六年に平成六年の適用期間の終了から平成六年に平成六年における消費税の減少に伴う道府県又は市町村の消費税額の減少による同年度及び平成七年度八年度の減収額

平成七十条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の特例の適用期間の終了及び平成六年に平成六年の適用期間の終了から平成六年に平成六年における消費税の減少に伴う道府県又は市町村の消費税額の減少による同年度及び平成七年度八年度の減収額

平成七十一条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の特例の適用期間の終了及び平成六年に平成六年の適用期間の終了から平成六年に平成六年における消費税の減少に伴う道府県又は市町村の消費税額の減少による同年度及び平成七年度八年度の減収額

平成七十二年度からの増収額

平成七十三年度からの増収額

平成七十四年度からの増収額

平成七十五年度からの増収額

平成七十六年度からの増収額

平成七十七年度からの増収額

平成七十八年度からの増収額

平成七十九年度からの増収額

平成八十年度からの増収額

平成八十一年度からの増収額

平成八十二年度からの増収額

平成八十三年度からの増収額

平成八十四年度からの増収額

平成八十五年度からの増収額

平成八十六年度からの増収額

平成八十七年度からの増収額

平成八十八年度からの増収額

平成八十九年度からの増収額

平成九十年度からの増収額

平成九十一年度からの増収額

平成九十二年度からの増収額

平成九十三年度からの増収額

平成九十四年度からの増収額

平成九十五年度からの増収額

平成九十六年度からの増収額

平成九十七年度からの増収額

平成九十八年度からの増収額

平成九十九年度からの増収額

平成百年度からの増収額

地方債の額

4 第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。

5 第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。

6 地方行政に係る制度の改正その他特別の事由により前二項の単位費用を変更する必要がある場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会でこの法律を改正する措置をとらなければならない。

(測定単位の数値の補正)
第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて当該測定単位の数値を補正することができる。

2 前項の測定単位の数値の補正（以下「種別補正」という。）は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当たりの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。

3 前条第三項及び前二項の規定により算定された測定単位の数値は、地方団体に、当該測定単位につき次に掲げる事項を基礎として次項に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。

一 人口その他測定単位の数値の多少による段階

二 人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの

三 地方団体の態容

四 寒冷度及び積雪度

4 前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次に定める方法を基礎として、総務省令で定めるところにより算定した率とする。

一 前項第一号の補正（以下「段階補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて通減し、又は通増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を乗じて算定した数値で

除して算定する。この場合において、行政権能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる割合に応じて総務省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」という。）は、当該行政に要する経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて通減し、又は通増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いて算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正（以下「態容補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割高となり、又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいて市町村の全部又は一部の種類に同じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることとできないか、又は適当でない）と認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口その他総務省令で定める数値）に乘じて得た数値を合算した数値を当該率を乗じて算定した数値で算定する。

ロ 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいてその割高となり、又は割安となる割合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じて算定した数値で除して算定する。

ハ 小学校費、中学校費、社会福祉費その他の経費で総務省令で定めるものに係るものにあつては、人口の年齢別構成、公共施設の整備の状況その他地方団体の態容に応じて当該経費を必要とする割合について、総務省令で定める指標により測定した総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じて算定した数値で除して算定する。

四 前項第四号の補正（以下「寒冷補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が寒冷又は積雪の割合により割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞれその割高となる割合を基礎として総務省令で定める率を当該地域における測定単位の数値（当該地域における測定単位の数値によることとできないか、又は適当でない）と認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口）に乘じて得た数値を当該率を用いて算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

5 前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行うものとする。

1 警察警察職員数

2 土木

3 道路道路の面積

4 橋りよう

5 道路の延長

6 河川河川の延長

7 警察警察職員数

8 土木

9 道路道路の面積

10 橋りよう

11 道路の延長

12 河川河川の延長

13 警察警察職員数

14 港湾港湾における係留施設の種類補正

15 港の延長

16 漁港における外郭施設の種類補正

17 漁港の延長

18 漁港における外郭施設の種類補正

19 漁港の延長

20 漁港の延長

21 漁港の延長

22 漁港の延長

23 漁港の延長

24 漁港の延長

25 漁港の延長

26 漁港の延長

27 漁港の延長

28 漁港の延長

29 漁港の延長

30 漁港の延長

31 漁港の延長

32 漁港の延長

33 漁港の延長

34 漁港の延長

35 漁港の延長

36 漁港の延長

37 漁港の延長

38 漁港の延長

39 漁港の延長

40 漁港の延長

41 漁港の延長

42 漁港の延長

43 漁港の延長

44 漁港の延長

45 漁港の延長

46 漁港の延長

47 漁港の延長

48 漁港の延長

49 漁港の延長

50 漁港の延長

51 漁港の延長

52 漁港の延長

53 漁港の延長

54 漁港の延長

55 漁港の延長

56 漁港の延長

57 漁港の延長

58 漁港の延長

59 漁港の延長

60 漁港の延長

61 漁港の延長

三 軽自動車税	が価格を決定し、決定した価格を配分するもの 当該配分額 (2) その他の償却資産 当該市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき額
一 環境性能割	前年度中における当該市町村の区域内に定置場を有した三輪以上の地方税法第四百四十二条第五号に規定する軽自動車の取得件数
二 種別	当該市町村の区域内に定置場を有する地方税法第四百四十二条第三号に規定する軽自動車等の種類別の台数
四 市町村たばこ数量	前年度の市町村たばこ税の課税標準
五 鉱産物	前年度の生産量及び山元価格
六 特別土地保有税	前年度における特別土地保有税の課税標準額
七 事業所税	前年度における事業所税の課税標準額(当該年度において新たに事業所税を課することとなる市にあっては、当該年度における事業所税の課税標準となるべき事業所床面積及び従業者給与総額)
八 利子	前年度の利子割交付金の交付額
九 配当	前年度の配当割交付金の交付額
十 株式等譲渡所交付金	前年度の株式等譲渡所得割交付金の交付額
十一 法人事業税	当該市町村を包括する道府県の区域内に事務所又は事業所を有する法人に係る前年度分の事業所税の課税標準等の数値並びに前年度の法人事業税交付金の交付額の算定に用いた当該道府県の従業者数及び当該市町村の従業者数

十二 地方消費税	前年度の地方消費税交付金の交付額
十三 ゴルフ場利用人員	当該市町村に所在するゴルフ場の延べ利用人員
十四 軽油引取税	前年度の軽油引取税交付金の交付額
十五 環境性能割	前年度の環境性能割交付金の交付額
十六 地前揮発油	前年度の地方揮発油譲与税の譲与額
十七 特別とん譲与税	前年度の特別とん譲与税の譲与額
十八 石油ガス譲与税	前年度の石油ガス譲与税の譲与額
十九 自動車重量譲与税	前年度の自動車重量譲与税の譲与額
二十 航空機燃料譲与税	前年度の航空機燃料譲与税の譲与額
二十一 森林環境譲与税	前年度の森林環境譲与税の譲与額
二十二 国有資産等所在市町村交付金	前年度の国有資産等所在市町村交付金法第七條の規定により、前年度の長が当該固定資産の所在地の市町村長に通知した固定資産の価格

第十四条の二 地方税法第六條の規定により、市町村が次の各号に掲げる土地若しくは家屋に対する固定資産税を課さなかつた場合は、当該固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、前條の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同條の規定にかかわらず、当該市町村の当該各年度の減収額のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同條の規定による当該市町村の当該各年度(その措置が総務省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百一十四号)第九條第一項の規定により指定を受けた史跡、名勝若しくは天然記念物又は同條第二項の規定により指定を受けた特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物である土地

二 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十二年法律第一号)第六條第一項の規定により指定を受けた特別保存地区(同法第七條の二の規定により、特別保存地区として同法の規定が適用される地区を含む。)の区域内における家屋又は土地

(特別交付税の額の算定)

第十五条 特別交付税は、第十一条に規定する基準財政需要額の算定方法によつては捕捉されなかつた特別の財政需要があること、第十四條の規定により算定された基準財政収入額のうち著しく過大に算定された財政収入があること、交付税の額の算定期日後に生じた災害(その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く)等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

り、前項の規定により難い場合における関係地方団体に交付すべき特別交付税の額の決定については、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特例を設けることができる。

4 総務大臣は、第二項前段又は前項の規定により特別交付税の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

(交付時期)

第十六条 交付税は、毎年度、左の表の上欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。ただし、四月及び六月において交付すべき交付税については、当該年度において交付すべき普通交付税の額が前年度の普通交付税の額に比して著しく減少することとなることを認められる地方団体又は前年度においては普通交付税の交付を受けたが、当該年度においては普通交付税の交付を受けなかったこととなる認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

交付時期	交付すべき額
四月	前年度の当該地方団体に對する普通交付税及びその額の当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の総額に對する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相當する額
六月	当該年度において交付すべき当該地方団体に對する普通交付税の額から四月及び六月に交付した普通交付税の額を控除した残額の二分の一に相當する額
九月	当該年度において交付すべき当該地方団体に對する普通交付税の額から既に交付した普通交付税の額を控除した額
十一月	前條第二項の規定により十二月中に総務大臣が決定する額
十二月	前條第二項の規定により十二月中に総務大臣が決定する額
三月	前條第二項の規定により三月中に総務大臣が決定する額

2 当該年度の国の予算の成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付税の総額に変更があつたこと、大規模な災害があつたこと等の事由により、前項の規定により難い場合における交付税の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、交付税の総額の変更の程度、前年度の交付税の額、大規模な災害による特別の財政需要の額等を参しやくして、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3 道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付税の額が当該年度分として交付を受けるべき交付税の額をこえる場合においては、当該道府県又は市町村は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付税の額の算定方法は、第九条の規定に準じ、総務省令で定める。

(市町村交付税の算定及び交付に関する都道府県知事の義務)

第十七条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内における市町村に対し交付すべき交付税の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の事務を取り扱うため当該市町村の財政状況を的確に知つていよう努めなければならない。

(国税に関する書類の閲覧又は記録)

第十七条之二 都道府県知事が前条第一項の規定により市町村に対し交付すべき交付税の額を算定する場合において、市町村に係る第十四条の基準財政収入額を算定するため、政府に対し、その基礎に用いる国税の課税の基礎となるべき所得額及び課税額に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、政府は、関係書類を都道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(交付税の額の算定に用いた資料に関する検査)

第十七条之三 総務大臣は、都道府県及び政令で定める市町村について、交付税の額の算定に用いた資料に関し、検査を行わなければならない。

(交付税の額の算定方法に関する意見の申出)

第十七条之四 地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由しなくてはならない。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十三条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

(交付税の額に関する審査の申立て)

第十八条 地方団体は、第十条第四項又は第十五条第四項の規定により交付税の額の決定又は変更の通知を受けた場合において、当該地方団体に対する交付税の額の算定の基礎について不服があるときは、通知を受けた日から三十日以内に、総務大臣に対し審査を申し立てることができる。この場合においては、市町村にあつては、当該審査の申立ては、都道府県知事を経由しなくてはならない。

2 総務大臣は、前項の審査の申立てを受けた場合においては、その申立てを受けた日から三十日以内にこれを審査して、その結果を当該地方団体に通知しなければならない。この場合において、市町村の審査の申立てに係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由しなくてはならない。

(交付税の額の算定に用いる数の錯誤等)

第十九条 総務大臣は、第十条第四項の規定により普通交付税の額を通知した後において、又は前条第一項の規定による審査の申立てを受けた際に、普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合(当該錯誤に係る数を普通交付税の額の算定の基礎に用いた年度(次項において「交付年度」という。))以降五箇年度内に発見した場合に限る。)で、当該地方団体について基準財政需要額又は基準財政収入額を増加し、又は減少する必要があるときは、錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度において、総務省令で定めるところにより、それぞれその増加し、又は減少すべき額を当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額した額をもつて当該地方団体の当該年度における基準財政需要額又は基準財政収入額とするることができる。

2 普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した年度又はその翌年度においては、総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定が適用される地方団体で、同項の規定を適用しない場合でも当

該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき当該年度の基準財政収入額が基準財政需要額をこえるもの又は同項の規定が適用される結果基準財政収入額が基準財政需要額をこえることとなる地方団体について、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであった普通交付税の額に満たないときは、当該不足額を限度として、これを当該年度の交付税から交付し、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであった普通交付税の額をこえるときは、当該超過額を限度として、これを返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聞かなければならない。

3 廃置分合又は境界変更のあつた市町村及び錯誤に係る額が著しく多額である地方団体に対する前二項の規定の適用については、総務省令で特例を設けることができる。

4 地方団体がその提出に係る交付税の算定に用いた資料につき作為を加え、又は虚偽の記載をすることによつて、不当に交付税の交付を受けた場合においては、総務大臣は、当該地方団体が受けるべきであった額を超過する部分(超過額)という。以下本項及び次項において同じ。)については、当該事実を発見したとき、直ちに当該超過額を返還させなければならない。

5 前項の場合において、当該地方団体は、当該超過額に、当該地方団体が当該地方交付税を受領した日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年十・九五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を国に納付しなければならない。ただし、当該地方交付税の交付を受けた後災害があつたことその他特別の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは、総務大臣は、当該加算金を減免し、又は期限を指定して延納を許可することができる。

6 総務大臣は、前五項の規定による措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該地方団体に対し文書をもつて示さなければならない。この場合において、前二項の規定に該当する地方団体は、総務大臣が示した文書の記載事項をその住民に周知させなければならない。

7 地方団体は、第一項から第五項までの場合においては、前項の文書を受け取つた日から三十

日以内に、総務大臣に対し異議を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該異議の申出は、都道府県知事を経由しなくてはならない。

8 総務大臣は、前項の異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日以内に決定をして、当該団体にこれを通知しなければならない。この場合において、市町村の異議の申出に係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由しなくてはならない。

(交付税の額の減額等の意見の聴取)

第二十条 総務大臣は、第十条第三項及び第四項、第十五条第二項から第四項まで並びに前二条に規定する措置をとる場合において必要があると認めるときは、関係地方団体について意見の聴取をすることができる。

2 総務大臣は、第十条第三項、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項並びに前条第一項から第五項まで及び第八項の規定による決定又は処分について関係地方団体が十分な証拠を添えて衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 総務大臣は、前項の意見の聴取の結果、同項の申出に正当な理由があると認めるときは、当該決定又は処分を取消し、又は変更しなければならない。

4 前三項に定めるものを除くほか、意見の聴取の手続その他意見の聴取に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(関係行政機関の催告等)

第二十条之二 関係行政機関は、その所管に係る地方行政につき、地方団体が法律又はこれに基づく政令により義務づけられた規模と内容を備えることを怠つてゐるために、その地方行政の水準を低下させていると認める場合においては、当該地方団体に對し、これを備えるべき旨の催告をすることができる。

2 関係行政機関は、前項の催告をしようとする場合においては、あらかじめ総務大臣に通知しなければならない。

3 地方団体が第一項の催告に従わなかつた場合においては、関係行政機関は、総務大臣に対し、当該地方団体に對し交付すべき交付税の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還させることを請求することができる。

4 総務大臣は、前項の請求があつたときは、当該地方団体の弁明を聞いた上、災害その他やむを得ない事由があると認められる場合を除き、当該地方団体に対し交付すべき交付税の額の全部若しくは一部を減額し、又は既に交付した交付税の全部若しくは一部を返還させなければならない。第十九条第六項から第八項までの規定は、この場合について準用する。

5 前項の規定により減額し、又は返還させる交付税の額は、当該行政につき法律又はこれに基づく政令により義務づけられた規模と内容を備えることを怠つたことに因り、その地方行政の水準を低下させたために不用となるべき額をこえることができない。

(減額し、又は返還された交付税の額の措置)
第二十条の三 前条第四項又は地方財政法第二十六條第一項の規定により、交付すべき交付税の額の全部又は一部を減額した場合においては、その減額した額は、当該年度の特別交付税の総額に算入する。

2 第十九条第二項から第五項まで、前条第四項又は地方財政法第二十六條第一項の規定により、すでに交付した交付税の額の全部若しくは一部を返還させ、又は加算金を納付させた場合においては、その返還され、又は納付された額は、当該返還され、若しくは納付された年度の翌年度又は翌翌年度において、第六條第二項の規定により当該年度分として交付すべき交付税の総額に算入し、当該算入した年度の特別交付税の総額に算入する。

(都の特例)
第二十一条 都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付税の算定に関してはその特別区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。

(端数計算)
第二十二条 毎年度分として交付すべき交付税の総額又は各地方団体に對して交付すべき交付税の額を算定する場合及び各地方団体に對して交付税を交付する場合並びに加算金を納付させる場合において、五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)
第二十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 交付税の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
 二 第七条に規定する翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類の原案を作成しようとするとき。

三 第十条又は第十五條の規定により各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、又は変更しようとするとき。
 四 第十八條第二項の規定により地方団体の審査の申立てについて決定をしようとするとき。

五 第十九條第四項の規定により交付税を返還させようとするとき。
 六 第十九條第八項(第二十條の二第四項において準用する場合を含む。)の規定により地方団体の異議の申出について決定をしようとするとき。

七 第二十条第三項の規定により同条第二項に規定する決定又は処分を取り消し、又は変更しようとするとき。
 八 第二十条の二第四項の規定により交付税を減額し、又は返還させようとするとき。

(事務の区分)
第二十四条 第五條第三項、第十七條第一項、第十七條の三第二項、第十七條の四第一項後段、第十八條第一項後段及び第二項後段(これらに第十九條第七項後段及び第八項後段(これらの規定を第二十條の二第四項及び附則第十五條第四項において準用する場合を含む。))の規定により道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則抄
第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

(関係法律の廃止)
第二条 地方配付税法(昭和二十三年法律第一百一号)及び地方配付税配付金特別会計法(昭和十五年法律第六十七号)は、廃止する。

(交付税の総額についての特例措置)
第三条 政府は、地方財政の状況等にかんがみ、当分の間、第六條第二項の規定により算定した

交付税の総額について、法律の定めるところにより、交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとする。

(令和六年度分の交付税の総額の特例)
第四条 令和六年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に五千億円を加算した額から第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に對して交付する特別交付税(附則第十三條第一項並びに第十五條第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。)に充てるため

の六百十一億千七百二十万七千円を加算した額とする。

一 第六條第二項の規定により算定した額
 二 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和六年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方交付税法(以下「旧法」という。)附則第四条の二第一項及び第三項の規定において令和六年度分の交付税の総額に相当することとされていた額 九百八十八億円

三 令和六年度における借入金に相当する額 二十八兆千二百二十二億九千五百四十八千円
 四 令和五年度における借入金の額に相当する額 二十八兆六千二百二十二億九千五百四十八千円

五 令和六年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第十五條第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千九百六十五億円

六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和六年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千四百六十億七千七百八万二千円

七 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和七年度から令和二十六年までの各年度分の交付税の総額から減額することとされていた額の合算額から次条第四項の規定において当該各年度分の交付税の総額から減額することとされている額の合算額を控除した額に

相当する額 二千二百二十三億五十四万三千円
 2 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六條第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度における第六條第二項に規定する合算額から減額することとされていた四百四十九億百七十二万円を減額する。

(令和七年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等)
第四条の二 令和七年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六條第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和七年度から令和三十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 当該各年度における借入金の額に相当する額
 二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三 当該各年度における特別会計に関する法律第十五條第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額
 3 令和七年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年度	金額
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	五百九十九億円
令和十一年度	九百六十一億円
令和十二年度	九百六十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

4 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条

条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第三号に掲げる額に相当する額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額を令和七年度から令和二十六年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和七年度及び令和八年度にあつては前項の規定による額から二千四百六十億七千七百八十二千円を、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千二百十九億三千八百八十二千円を、令和十三年から令和二十六年までの各年度にあつては同項の規定による額から五百八十五億七千三百二十二千円をそれぞれ減額した額とする。

5 令和七年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成二十八年年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち八百九十八億三千四百四十四千円及び令和元年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額である四千八百一十一億八千七百八十二千円について、令和七年度及び令和八年度にあつては同項に規定する合算額から四百四十九億七百七十二千円を、令和九年度から令和十七年度までの各年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百七十八千円を、令和十八年度にあつては同項に規定する合算額から四百八十一億千八百七十八千円をそれぞれ減額する。

6 第二項第一号及び第二号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。（令和七年度における臨時財政対策のための特例加算）

第四条の三 令和七年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、同年度分の交付税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で令和七年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるものうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる）と認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。	一 第十二条第三項の表第四十七号（一）から（七）までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る令和七年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額	二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額
（特別の地方債に係る償還金の基準財政需要額への算入）	第五条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表の上欄に掲げる経費の種類につきそれぞれ同表の中欄に掲げる測定単位の数値を同表の下欄に掲げる単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額を加算した額とする。	経費の種類
一 地域改地改善対策特定事業費、千円に	円	単位費用
善対策特定地域改善対策事業費又は同つき		
事業債等債和対策事業費の財源に充て八〇〇		
るため発行を許可された地		
方債に係る元利償還金		
二 過疎地過疎地域の持続的発展等の千円に		
域の持続的発展のための事業費の財源に充てつき		
発展等のたつため発行について同意又七〇〇		
めめ地方債は許可を得た地方債に係る		
元利償還金		
三 公害防公害防止事業費の財源に充千円に		
止事業債償てるため発行について同意つき		
還費又は許可を得た地方債に係五〇〇		
る元利償還金		

四 石油コ石油コンビナート等特別防千円に	石油コ石油コンビナート等特別防千円に	石油コ石油コンビナート等特別防千円に
等特別防災のための事業費の財源に充五〇〇	等特別防災のための事業費の財源に充五〇〇	等特別防災のための事業費の財源に充五〇〇
区域に係るるため発行について同意	区域に係るるため発行について同意	区域に係るるため発行について同意
緑地等の設又は許可を得た地方債に係	緑地等の設又は許可を得た地方債に係	緑地等の設又は許可を得た地方債に係
置のための元利償還金	置のための元利償還金	置のための元利償還金
地方債償還	地方債償還	地方債償還
費	費	費
五 地震対地震対策緊急整備事業費の千円に	地震対地震対策緊急整備事業費の千円に	地震対地震対策緊急整備事業費の千円に
策緊急整備財源に充てるため発行につつき	策緊急整備財源に充てるため発行につつき	策緊急整備財源に充てるため発行につつき
事業債償還いて同意又は許可を得た地五〇〇	事業債償還いて同意又は許可を得た地五〇〇	事業債償還いて同意又は許可を得た地五〇〇
費方債に係る元利償還金	費方債に係る元利償還金	費方債に係る元利償還金
六 被災者被災者生活再建支援法人に千円に	被災者被災者生活再建支援法人に千円に	被災者被災者生活再建支援法人に千円に
生活再建支対する拠出の財源に充てるつき	生活再建支対する拠出の財源に充てるつき	生活再建支対する拠出の財源に充てるつき
援法人へのため発行について同意又は八〇〇	援法人へのため発行について同意又は八〇〇	援法人へのため発行について同意又は八〇〇
拠出のため許可を得た地方債に係る元	拠出のため許可を得た地方債に係る元	拠出のため許可を得た地方債に係る元
の地方債償利償還金	の地方債償利償還金	の地方債償利償還金
七 合併特合併市町村の建設のための千円に	合併特合併市町村の建設のための千円に	合併特合併市町村の建設のための千円に
例債償還費 事業費の財源に充てるためつき	例債償還費 事業費の財源に充てるためつき	例債償還費 事業費の財源に充てるためつき
発行について同意又は許可七〇〇	発行について同意又は許可七〇〇	発行について同意又は許可七〇〇
を得た地方債に係る元利償	を得た地方債に係る元利償	を得た地方債に係る元利償
還金	還金	還金
八 原子力原子力発電施設等立地地域千円に	原子力原子力発電施設等立地地域千円に	原子力原子力発電施設等立地地域千円に
発電施設等の振興のための事業費の財つき	発電施設等の振興のための事業費の財つき	発電施設等の振興のための事業費の財つき
立地地域の源に充てるため発行につつき	立地地域の源に充てるため発行につつき	立地地域の源に充てるため発行につつき
振興のため同意又は許可を得た地方	振興のため同意又は許可を得た地方	振興のため同意又は許可を得た地方
の地方債償債に係る元利償還金	の地方債償債に係る元利償還金	の地方債償債に係る元利償還金
九 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の	前項に規定する測定単位の数値は、次の表の	前項に規定する測定単位の数値は、次の表の
上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の	上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の	上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の
中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に	中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に	中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に
掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定める	掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定める	掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定める
ところにより算定する。	ところにより算定する。	ところにより算定する。
測定単位の測定単位の算定の基礎	測定単位の測定単位の算定の基礎	測定単位の測定単位の算定の基礎
種類	種類	種類
一 地域改地改善対策特定事業費、地域改千	地域改地改善対策特定事業費、地域改千	地域改地改善対策特定事業費、地域改千
善対策特定善対策事業費又は同和对策事業費円	善対策特定善対策事業費又は同和对策事業費円	善対策特定善対策事業費又は同和对策事業費円
事業費、地の財源に充てるため発行を許可さ	事業費、地の財源に充てるため発行を許可さ	事業費、地の財源に充てるため発行を許可さ
域改善対策れた地方債で地域改善対策特定事	域改善対策れた地方債で地域改善対策特定事	域改善対策れた地方債で地域改善対策特定事
事業費又は業に係る国の財政上の特別措置に	事業費又は業に係る国の財政上の特別措置に	事業費又は業に係る国の財政上の特別措置に
同和对策事関する法律（昭和六十二年法律第	同和对策事関する法律（昭和六十二年法律第	同和对策事関する法律（昭和六十二年法律第
業費の財源二十二号）第五条、旧地域改善対	業費の財源二十二号）第五条、旧地域改善対	業費の財源二十二号）第五条、旧地域改善対
に充てるた策特別措置法（昭和五十七年法律	に充てるた策特別措置法（昭和五十七年法律	に充てるた策特別措置法（昭和五十七年法律
め発行を許第十六号）第五条又は旧同和对策	め発行を許第十六号）第五条又は旧同和对策	め発行を許第十六号）第五条又は旧同和对策

可された地事業特別措置法（昭和四十四年法	可された地事業特別措置法（昭和四十四年法	可された地事業特別措置法（昭和四十四年法
方債に係る律第六十号）第十条の規定により	方債に係る律第六十号）第十条の規定により	方債に係る律第六十号）第十条の規定により
元利償還金 総務大臣が指定したものに係る当	元利償還金 総務大臣が指定したものに係る当	元利償還金 総務大臣が指定したものに係る当
該年度における元利償還金	該年度における元利償還金	該年度における元利償還金
二 過疎地過疎地域の持続的発展等のための千	過疎地過疎地域の持続的発展等のための千	過疎地過疎地域の持続的発展等のための千
域の持続的発展のための事業費の財源に充て	域の持続的発展のための事業費の財源に充て	域の持続的発展のための事業費の財源に充て
るため発行に	るため発行に	るため発行に
発展等のたつて同意又は許可を得た地方債に	発展等のたつて同意又は許可を得た地方債に	発展等のたつて同意又は許可を得た地方債に
円	円	円
三 公害防公害防止事業費の財源に充てるた千	公害防公害防止事業費の財源に充てるた千	公害防公害防止事業費の財源に充てるた千
止事業費のめ発行について同意又は許可を得	止事業費のめ発行について同意又は許可を得	止事業費のめ発行について同意又は許可を得
るため発行事業に係る国の財政上の特別措置	るため発行事業に係る国の財政上の特別措置	るため発行事業に係る国の財政上の特別措置
について同に関する法律（昭和四十六年法律	について同に関する法律（昭和四十六年法律	について同に関する法律（昭和四十六年法律
意又は許可第七十号）第五条の規定により総	意又は許可第七十号）第五条の規定により総	意又は許可第七十号）第五条の規定により総
務大臣が指定したものに係る当該	務大臣が指定したものに係る当該	務大臣が指定したものに係る当該
元利償還金	元利償還金	元利償還金
四 石油コ石油コンビナート等特別防災区域千	石油コ石油コンビナート等特別防災区域千	石油コ石油コンビナート等特別防災区域千
円	円	円
ンビナートに係る緑地等の設置のための事業	ンビナートに係る緑地等の設置のための事業	ンビナートに係る緑地等の設置のための事業
費の財源に充てるため発行につつき	費の財源に充てるため発行につつき	費の財源に充てるため発行につつき
区域に係る同意又は許可を得た地方債で石	区域に係る同意又は許可を得た地方債で石	区域に係る同意又は許可を得た地方債で石
油コンビナート等災害防止法（昭	油コンビナート等災害防止法（昭	油コンビナート等災害防止法（昭
置のための和五十年法律第八十四号）第三十	置のための和五十年法律第八十四号）第三十	置のための和五十年法律第八十四号）第三十
事業費の財六条第二項の規定により総務大臣	事業費の財六条第二項の規定により総務大臣	事業費の財六条第二項の規定により総務大臣

源に充てるが指定したものに係る当該年度にため発行における元利償還金

又は許可を得た地方債に係る元利償還金

五 地震対策緊急整備事業費の財源に千円

策緊急整備充てるため発行について同意又は事業費の財許可を得た地方債で地震防災対策源に充てる強化地域における地震対策緊急整備ため発行に備事業に係る国の財政上の特別措ついて同意置に関する法律（昭和五十五年法又は許可を律第六十三号）第六條の規定によ得た地方債り総務大臣が指定したものに係るに係る元利当該年度における元利償還金

六 被災者被災者生活再建支援法（平成十年千生活再建支法律第六十六号）第六條第一項に被援法人に対基つき内閣総理大臣が指定した被財源に充て出の財源に充てるため発行についるため発行で同意又は許可を得た地方債のうについて同意又は総務大臣が指定したものに係意又は許可元利償還金

を得た地方債に係る元利償還金

七 合併市合併市町村の建設のための事業費千町村の建設の財源に充てるため発行について円のための事同意又は許可を得た地方債で旧市業費の財源町村の合併の特例に関する法律第二に充てたる十一條の二第二項（同法附則第二め発行につ条第二項の規定によりなおその効いて同意又は力を有するものとされる場合を含は許可を得む）の規定により総務大臣が指した地方債に定したものに係る当該年度における元利償還元利償還金

八 原子力発電施設等立地地域の振興千

立地地域の振興のための事業費の財源に充てた円

振興のため地方債で原子力発電施設等立地の事業費の地域の振興に関する特別措置法財源に充て（平成十二年法律第四十八号）るため発行

同第八條の規定により総務大臣が指

意又は許可定したものに係る当該年度における地方の元利償還金		を係る元利償還金		（地域の元気創造事業費の基準財政需要額への算入）	
第五條の二 当分の間、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一條の規定による基準財政需要額は、同條の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の數を乗じて得た額を加算した額とする。		道府県	測定單位費用	市町村	測定單位費用
道府県	地域の元気創造人口	円	一人につき	九	
市町村	地域の元気創造人口	円	一人につき	二	
	事業費	五〇			
	事業費	五三〇			
2 前項の測定単位の數は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示單位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、當該測定單位の數は、人口の多少による段階その他の事情を參照して、総務省令で定めるところにより、その數を補正することができる。		道府県	測定單位費用	市町村	測定單位費用
道府県	地域社会再生人口	円	一人につき	一	
市町村	地域社会再生人口	円	一人につき	一	
	事業費	九五〇			
	事業費	九五〇			

意又は許可定したものに係る当該年度における地方の元利償還金		を係る元利償還金		（地域社会再生事業費の基準財政需要額への算入）	
第五條の四 当分の間、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一條の規定による基準財政需要額は、同條の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定單位の數を乗じて得た額を加算した額とする。		道府県	測定單位費用	市町村	測定單位費用
道府県	人口減少等特別人口	円	一人につき	一	
市町村	人口減少等特別人口	円	一人につき	三	
	対策事業費	四〇〇			
2 前項の測定単位の數は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示單位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、當該測定單位の數は、人口の多少による段階その他の事情を參照して、総務省令で定めるところにより、その數を補正することができる。		道府県	測定單位費用	市町村	測定單位費用
道府県	地域社会再生人口	円	一人につき	一	
市町村	地域社会再生人口	円	一人につき	一	
	事業費	九五〇			
	事業費	九五〇			

意又は許可定したものに係る当該年度における地方の元利償還金		を係る元利償還金		（地域デジタル社会推進費の基準財政需要額への算入）	
第六條 令和六年度及び令和七年度に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一條の規定による基準財政需要額は、同條の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定單位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定單位の數を乗じて得た額を加算した額とする。		道府県	測定單位費用	市町村	測定單位費用
道府県	地域デジタル社人口	円	一人につき	五二〇	
市町村	地域デジタル社人口	円	一人につき	七六〇	
	会推進費				
	会推進費				
2 前項の測定単位の數は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示單位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、當該測定單位の數は、人口の多少による段階その他の事情を參照して、総務省令で定めるところにより、その數を補正することができる。		道府県	測定單位費用	市町村	測定單位費用
道府県	臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額	円	一人につき	一	
市町村	臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額	円	一人につき	一	
	臨時財政対策債償還費				
	臨時財政対策債償還費				

とし、令和七年度にあつては基金費の額から令和六年度における控除額を控除した額を控除した額とする。」とする。

（令和六年度分及び令和七年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例）

第六條の三 令和六年度分及び令和七年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和六年度にあつては第十一条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和七年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。

一 二千三百九十九億三千五百五十万四千円に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

二 二千四百四十四億八千七百七十九万九千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

2 控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 令和五年度における基準財政収入額を旧法附則第六條の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 令和四年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六條の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

三 令和三年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六條の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

四 令和二年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年

法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六條の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

五 令和元年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六條の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

3 都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

（交通安全対策特別交付金の基準財政収入額への算入）

第六條の四 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四條の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）附則第十六條第一項の規定による交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

2 前項に規定する交通安全対策特別交付金の収入見込額は、前年度において各地方団体に交付された道路交通法附則第十六條第一項の規定による交通安全対策特別交付金の額を算定の基礎として総務省令で定める方法により、算定するものとする。

（分離課税所得交付金の基準財政収入額への算入）

第七條 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四條の規定による基準財政収入額は、指定都市を包括する道府県にあつては同条第一項の規定により算定した額から当該道府県の地方税法附則第七條の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金（以下この条において「分離課税所得交付金」という。）の交付見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とし、

指定都市にあつては同項の規定により算定した額に当該指定都市の分離課税所得交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を加算した額とする。

（個人の道府県民税及び市町村民税の所得割に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第七條の二 当分の間、指定都市を包括する各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四條の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に第二号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額とし、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を算定した額から、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を算定した額を、第二号に掲げる額を算定した額から第一号に掲げる額を算定した額を算定した額に用いる同条の規定による基準財政収入額は、同項の規定により算定した額に同号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

一 各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の道府県民税の所得割について地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号。附則第七條の四において「平成二十九年地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（次項第二号において「平成二十九年改正前の地方税法」という。）第三十五條の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

三 個人の道府県民税の所得割について地方税法第三十七條の規定の適用がなく、かつ、地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法（次項第三号において「平成十八年改正前の地方税法」という。）第三十五條及び第五十條の四の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

（地方消費税及び地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第七條の三 当分の間、各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四條の規定による基準財政収入額は、第二号に掲げる額が第

三号に掲げる額を超える場合には同条第一項の規定により算定した額に第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、指定都市以外の各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる同条の規定による基準財政収入額は、第一号に掲げる額が第三号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額に当該超える額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額とする。

一 各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百十四條の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

三 個人の市町村民税の所得割について地方税法第三百十四條の六の規定の適用がなく、かつ、平成十八年改正前の地方税法附則第四十條第五項の規定により読み替えられた平成十八年改正前の地方税法第三百十四條の三及び第三百二十八條の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

（地方消費税及び地方消費税交付金に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第七條の三 当分の間、各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四條の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二條の百十五第二項に規定する合計額の見込額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

2 当分の間、各市町村に対して交付すべき普通交付税の算定に用いる第十四條の規定による基

礎となる額を加算した額とする。

2 当分の間、各指定都市に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四條の規定による基準財政収入額は、第二号に掲げる額が第

三号に掲げる額を超える場合には同条第一項の規定により算定した額に第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額に、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、指定都市以外の各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる同条の規定による基準財政収入額は、第一号に掲げる額が第三号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額に当該超える額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分の二十五に相当する額を控除した額とする。

一 各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の市町村民税の所得割について平成二十九年改正前の地方税法第三百十四條の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

三 個人の市町村民税の所得割について地方税法第三百十四條の六の規定の適用がなく、かつ、平成十八年改正前の地方税法附則第四十條第五項の規定により読み替えられた平成十八年改正前の地方税法第三百十四條の三及び第三百二十八條の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

（令和六年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第七条の四 令和六年度分の交付税に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）

地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）

地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）

地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）

地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）

地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）

地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）

地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）

正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十九号。以下この条において「震災特例法改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この条において「平成二十五年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条において「平成二十六年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次号において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この条において「令和三年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。次号において「令和四年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この条において「令和五年所得税法等改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下この条において「令和六年所得税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による特別法人事業譲与税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 イからへまでに掲げる額の合算額

イ 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、震災特別法、震災特別法改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特別法、令和三年所得税法等改正法、令和四年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ロ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特別法、震災特別法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による軽自動車税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ホ 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特別法、震災特別法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、令和五年所得税法等改正法及び令和六年所得税法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

ヘ 平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

第八節 (基準税額等の算定方法の特例)

第八条 当分の間、第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、道府県民税の所得割、法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、特別法人事業譲与税、市町村民税の所得割及び法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金並びに特別とん譲与税に係る同表の基準税額等(以下この条において「基準税額等」という。)を算定する場合において、これらの収入の項目に係る当該年度の前年度分の基準税額等(道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税並びに特別法人事業譲与税にあつてはこれらの収入の項目に係る

同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金にあつてはこれらの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。)のうち算定過少又は算定過大と認められる額として総務省令の定めるところにより算定した額について第十五条第一項の規定による当該前年度の特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた部分に相当する額があるときは、当該算入されなかつた部分に相当する額(当該部分に相当する額のうち、当該年度及び当該年度の翌年度において同項の規定により特別交付税の算定の基礎に算入される額がある場合には、当該算入される額に相当する額を除く。)を総務省令で定めるところにより当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等に加算し、又は減額すること

ができる。(特別土地保有税に係る基準税額等の算定方法の特例)

第八条の二 当分の間、第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別土地保有税に係る同表の基準税額等は算定しないものとする。(沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法の特例)

第九条 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村に対して交付すべき昭和三十七年度から令和十三年度までの各年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正、第十四条の基準財政収入額の算定方法その他普通交付税の額の算定上必要な事項について、総務省令で特例を設けることができる。(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)

第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に對して交付すべき令和六年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の

基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によること、これら事項について、総務省令で特例を設けることができる。(新たに指定された指定都市に係る基準税額等の算定基礎の特例)

第十条 新たに指定された指定都市に対して交付すべき当該指定があつた日の属する年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十四条第三項に規定する基準税額等の算定の基礎によることができず又は適当でないこと認められるときは、当該算定の基礎について、総務省令で特例を設けることができる。(令和六年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例)

第十一条 令和六年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額(第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。)及び令和六年度震災復興特別交付税額(旧法附則第十二条第一項の規定により令和六年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六百十一億千七百二十万七千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、令和六年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額及び令和六年度震災復興特別交付税額の合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び令和六年度震災復興特別交付税額の合算額を加算した額とする。(令和六年度震災復興特別交付税額の一部の令和七年度における交付等)

第十二条 令和六年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和六年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和六年度内に交付しない、当該総務大臣が定める額以内の額(旧法附則第十二条第一項の規定により令

和六年度分として交付すべき交付税の総額に計算された旧法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和六年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和七年度分として交付すべき交付税の総額に計算して交付することができる。

2 前項の規定により令和六年度震災復興特別交付税額の一部を令和七年度分の交付税の総額に計算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和七年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による令和六年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における令和七年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び同項の規定により加算された令和六年度震災復興特別交付税額の一部の合算額を加算した額とする。

（震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例）
第十三条 令和六年度及び令和七年度において、各地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額の決定については、第十五条第二項の規定にかかわらず、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況及び東日本大震災のための財政収入の減少の状況を勘案して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に關し特例を設けるものとする。

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二十四条の規定の適用については、第十五条第二項中「額を」とあるのは「額（附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは「令和六年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を、令和七年度にあつては同年度の特別

別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。

（令和六年度及び令和七年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）
第十四条 令和六年度及び令和七年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和六年度にあつては「から附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額のうち令和五年度において交付された額を控除した額」と、令和七年度にあつては「から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十一条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額のうち令和六年度において交付された額を控除した額」とする。

（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）
第十五条 令和六年度及び令和七年度において、総務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付税」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した

額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

2 前項の場合において、総務大臣は、超過交付税額が総務省令で定める時期に交付すべき震災復興特別交付税の額を超える地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超える額を限度として、総務大臣が定める額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させる場合には、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

3 令和八年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付税額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付税額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該額を返還させる場合には、その方法については、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

4 前二項の場合においては、第十九条第三項、第六項前段、第七項及び第八項並びに第二十条の規定を準用する。

5 第二項及び第三項の場合における第四条及び第二十三条の規定の適用については、第四条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、同条第五号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第六号中「第二十条」とあるのは「第二十条（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」と、第二十三条第六号中「第二十条の二第四項」とあるのは「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第七号中「の規定により同条第二項」とあるのは「（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」の規定により第二十条第二項（附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）」とする。

附則（昭和二十六年四月五法律第一三三号）抄
 1 この法律は、公布の日から施行し、地方財政平衡交付金法第二十一条第一項及び第二項の改正規定は、昭和二十五年分分から適用する。
 附則（昭和二十六年一月二九日法律第二七〇号）抄
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 附則（昭和二十七年四月二八日法律第一〇六号）抄
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 附則（昭和二十七年五月二三日法律第一四七号）抄
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 附則（昭和二十七年六月二日法律第一六三号）抄
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 附則（昭和二十七年六月三日法律第一六六号）抄
 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年分分の地方財政平衡交付金から適用する。
 附則（昭和二十七年七月三十一日法律第二六二号）抄
 1 この法律は、自治庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日から施行する。
 2 この法律施行前法令の規定に基いて地方財政委員若しくは地方財政委員会委員長がした処分又は地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長に対してした請求、異議の申立その他の行為は、この法律施行後における法令の相当規定に基いて自治庁長官がした処分又は自治庁長官に対してした請求、異議の申立その他の行為とみなす。

1 この法律は、法施行の日から施行する。
 附則（昭和二十七年五月二三日法律第一四七号）抄
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 附則（昭和二十七年六月二日法律第一六三号）抄
 1 この法律は、公布の日から施行する。
 附則（昭和二十七年六月三日法律第一六六号）抄
 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年分分の地方財政平衡交付金から適用する。
 2 改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十四条第三項の表道府県の項中「固定資産税に係る部分は、昭和三十年分分の地方交付税から適用する。」
 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年分分の地方財政平衡交付金から適用する。
 附則（昭和二十八年八月一四日法律第二〇九号）抄
 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十八年分分の地方財政平衡交付金から適用する。
 附則（昭和二十九年五月一五法律第一〇一号）抄
 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年分分の地方交付税から適用する。
 2 改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十四条第三項の表道府県の項中「固定資産税に係る部分は、昭和三十年分分の地方交付税から適用する。」

附則第二十条まで、附則第二十二條から附則第二十五條まで及び附則第三十條の規定は公布の日から、狩猟者税に関する改正規定（狩猟者税を狩猟免許税に改める部分に限る。）、第二百三十六條及び第二百三十七條の改正規定（狩猟者税を狩猟免許税に改める部分を除く。）、入猟税に関する改正規定並びに附則第十五條、附則第二十一條、附則第二十九條及び附則第三十二條の規定は狩猟法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二十三号）の施行の日から、第三十八條法律第二十三号、第四百四十二條、第四百四十二條の二及び第四百四十四條の改正規定並びに附則第三十三條及び附則第三十四條の規定は道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

附則（昭和三十八年六月七日法律第九六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

4 前項の規定による改正後の地方交付税法第二十二條第二項の規定は、昭和三十八年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十九年三月三十一日法律第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中料理飲食等消費税に関する改正規定は同年七月一日から、第二十二條並びに附則第三條、第十條、第二十二條、第二十五條、第二十七條及び第二十八條の規定は昭和四十年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正）

第二十八條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第二項の規定は、昭和四十年年度分の地方交付税から適用し、昭和三十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則（昭和三十九年四月三〇日法律第七四号）抄

この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和三十九年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和三十九年七月一〇日法律第一六八号）抄

1 この法律は、新法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

附則（昭和四〇年三月三十一日法律第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正）

第十三條 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四條第三項の規定は、昭和四十年年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四〇年四月一日法律第三九号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十年年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四〇年二月二十九日法律第一五七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十一年二月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正）

4 前項の規定による改正後の地方交付税法第十四條の規定は、昭和四十一年年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四一年三月三十一日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正）

第二十二條 前項の規定による改正後の地方交付税法第十四條第一項及び第三項の規定は、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四一年四月二十八日法律第六〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四二年六月三〇日法律第四五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十二年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四三年三月三〇日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、第十四條の五並びに第四百八十九條第一項及び第二項の改正規定並びに附則第八條及び第十二條第一項の規定は同年六月一日から、自動車取得税に関する改正規定並びに附則第十五條、第十九條及び第二十條の規定は同年七月一日から施行する。

月一日から、自動車取得税に関する改正規定並びに附則第十五條、第十九條及び第二十條の規定は同年七月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正）

第十九條 前項の規定による改正後の地方交付税法第二十二條並びに第十四條第一項及び第三項の規定は、昭和四十三年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四三年四月三〇日法律第三一号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十三年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四三年六月二十五日法律第一〇一号）抄

この法律（第一条は除く。）は、新法の施行の日から施行する。

附則（昭和四四年四月九日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年六月七日法律第三九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方交付税法第十二條第一項及び第二項、第十三條第五項及び第七項、第十四條第三項、附則第十一項並びに別表の規定は、昭和四十四年度分の地方交付税及び特別事業償還交付金から適用する。

附則（昭和四四年七月一〇日法律第六〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年三月二十七日法律第四四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年四月二四日法律第三一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第四項の規定は地方交付税法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第五十一号）の施行の日から、附則第七項及び第八項の規定

は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第三十八号）の施行の日から施行する。

附則（昭和四五年五月一三日法律第五一号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方交付税法第十三條第五項、第十四條第三項及び別表の規定は、昭和四十五年年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四六年二月一三日法律第二四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、公布の日から施行する。

3 改正後の地方交付税法第十二條第一項及び第二項、第十三條第五項及び第九項、第十四條第三項、附則第二十三項並びに別表の規定は、昭和四十六年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四六年三月三十一日法律第二四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方交付税法第十二條第一項及び第二項、第十三條第五項及び第九項、第十四條第三項、附則第二十三項並びに別表の規定は、昭和四十六年度分の地方交付税から適用する。

3 昭和四十六年度に限り、自治省令で定める市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
土地開発基金費	人口	円
	一人につき	一、〇〇〇

4 前項の測定単位の数値は、官報で公表された最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、市町村の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

附則（昭和四六年五月二六日法律第七〇号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正）

第五條 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第二十五項及び第二十六項の規定は、昭和四十六年度分の地方交付税から適用する。

附則（昭和四六年五月三十一日法律第九〇号）抄

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十六年度分の自動車重量譲与税から適用する。
附則（昭和四十七年四月一日法律第三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の航空機燃料譲与税から適用する。
附則（昭和四十七年五月一日法律第二五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和四十八年四月二六日法律第二三三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十八条第一項、第一百二十二条の二、第四百八十九条及び第四百九十条の二第一項の改正規定は昭和四十八年六月一日から、特別土地保有税に関する改正規定は同年七月一日から、第二百九十四条の四、第二百九十四条の五第一項、第二百九十九条第三項及び第四百九十条の改正規定は同年十月一日から、第四百九十九条、第五百五十一条第三項及び第四項並びに第五百五十一条第三項の改正規定は昭和四十九年四月一日から施行する。
附則（昭和四十九年四月一日法律第三四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十八年度分の地方交付税から適用する。
附則（昭和四十八年二月二四日法律第三四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和四十九年三月三〇日法律第一九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。
附則（昭和四十九年三月三〇日法律第一九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和四十九年三月三〇日法律第一九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和四十九年三月三〇日法律第一九号）抄

2 昭和四十九年度分の地方交付税に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第

三項の表中「電気税額」とあるのは「電気ガス税額のうち電気に係るもの」と、「ガス税額」とあるのは「電気ガス税額のうちガスに係るもの」とする。
附則（昭和四十九年五月一六日法律第四六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
 2 市町村民税減税補てん償償還費に係る財政上の特別措置に関する法律（昭和三十九年法律第四十九号）は、廃止する。
 3 改正後の地方交付税法第十二条第一項及び第二項、第十三条第五項、附則第十九項及び第二十二項並びに別表の規定は、昭和四十九年度分の地方交付税から適用する。
附則（昭和四十九年二月二三日法律第一〇〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五〇年三月三一日法律第一八号）抄

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。
附則（昭和五〇年三月三一日法律第一八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五〇年三月三一日法律第一八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五〇年三月三一日法律第一八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五〇年三月三一日法律第一八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五〇年三月三一日法律第一八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五〇年三月三一日法律第一八号）抄

3 昭和五十年年度に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定

によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。
附則（昭和五二年一月四日法律第七号）抄

地方公共団体の種類	測定単位の費用
道府県	一人につき 六〇円
市町村	一人につき 三六〇

4 前項の測定単位の数値は、官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口につき、自治省令で定めるところにより、算定する。ただし、地方公共団体の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。
附則（昭和五〇年一月一二日法律第七七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五〇年二月一七日法律第八四号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（昭和五一年三月三一日法律第七四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五一年三月三一日法律第七四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五一年三月三一日法律第七四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五一年三月三一日法律第七四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五一年三月三一日法律第七四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五一年三月三一日法律第七四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十二年年度分の地方交付税から適用する。
附則（昭和五二年一月四日法律第七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五三年五月一日法律第三八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五三年七月五日法律第八七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五三年一月二四日法律第九五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五四年三月三一日法律第一二二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五四年三月三一日法律第一二二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和五四年五月二五日法律第三五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十四年度分の地方交付税から適用する。
附則（昭和五十四年五月二五日法律第三五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十四年度分の地方交付税から適用する。
附則（昭和五十四年五月二五日法律第三五号）抄

2 昭和五十四年度分の地方交付税に限り、改正後の第十四条第三項の表道府県の項第十五号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とある

2 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十一年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和六一年一月二八日法律第八六号)
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年二月四日法律第九四号) 抄
施行期日

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

第十九条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用する。

2 昭和六十三年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、前条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定の例による。この場合において、同条中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九十四号)附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とする。

附則 (昭和六二年三月三十一日法律第二二二号) 抄
施行期日等

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

第四条 前条の規定による改正後の地方交付税法附則第六条の規定は、昭和六十二年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和六二年九月二二日法律第九四号) 抄
施行期日

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 目次の改正規定、第十五条の四第一項第一号、第十七条の四第一項第一号及び第二十条の四の二の改正規定、第二十三条第一項第三

号の次に一号を加える改正規定、同項第四号、第七号及び第八号の改正規定、同項一号を加える改正規定、同条第四項、第二十四条、第二十四条の五第一項及び第二十五条第一項の改正規定、第二十五条の次に一号を加える改正規定、第二十六条、第二十七条、第三十二条及び第三十四条第一項第十号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同項第十一号、同条第二項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五条第一項、第三十六條第二項並びに第三十七条の二の改正規定、第三十七条の三を削る改正規定、第四四五条の二第一項各号列記以外の部分、第四五五条の二第三項並びに第四七条第一項の改正規定、第五十三條の改正規定(同条第四項の改正規定中「又は第六十三條第一項」を、「第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改める部分を除く。)、第六十三條の二第一項、第三百二十一條の九第一項、第三百二十一條の十一から第三百二十一條の十三まで、第三百二十四條第一項、第三百二十六條、第七百三十四條第二項及び第三項、第七百三十六條第三項、附則第六條並びに第八條から第八條の三までの改正規定、附則第三十三條の二の改正規定(同条第三十三條第一号の改正規定を除く。)、附則第三十三條の三の改正規定、附則第三十三條の三の次に一号を加える改正規

定、附則第三十四條から第三十五條までの改正規定並びに附則第三十五條の四に一項を加える改正規定並びに次条の規定、附則第四條第二項、第五項及び第六項の規定(新法第三十二條第十一項並びに第四十五條の二第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項に係る部分に限る。)、附則第四條第七項及び第九項から第十三項まで並びに第五條第二項の規定、附則第六條第二項、第五項及び第六項の規定(新法第三百十三條第十一項、第三百十七條の二第二項各号列記以外の部分、第三項、第三項及び第五項、第三百十七條の六第三項並びに第三百十七條の七第一項に係る部分に限る。)、並びに附則第六條第七項、第九項及び第十項、第七條、第十一條並びに第十二條の規定、昭和六十三年四月一日

第十二条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 昭和六十三年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項

4 利子割前年度の利子割の課税標準等の額

4 利子割前年度の利子割の課税標準等の額として自治大臣が定める額

と、同表市町村の項中

十一 利子割前年度の利子割交付金の交付額

十一 利子割前年度の利子割交付金の交付見込額として自治大臣が定める額

附則 (昭和六二年九月二二日法律第九四号) 抄
この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十二年度分の地方交付税から適用する。

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和六三年二月二六日法律第二二二号)
この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭和六十二年度分の地方交付税から適用する。

附則 (昭和六三年五月二〇日法律第九四号) 抄
施行期日

第一条 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行する。

第二十一条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、昭和六十四年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 昭和六十四年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項第四号中「前年度の道府県たばこ税の課税標準数量」とあり、及び同表市町村の項第四号中「前年度の市町村たばこ税の課税標準数量」とあるのは、「昭和六十三年三月一日から昭和六十四年二月二十八日までの間に売渡し等が行われた製造たばこの課税標準たる本数」とする。

第二十二條 昭和六十四年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、附則第二十条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては基準税率(同条第二項に規定する基準税率をいう。以下同じ。))をもつて算定した当該道府県の旧道府県たばこ消費税(旧法第七十四條の二に規定する道府県たばこ消費税をいう。以下同じ。)、旧娯楽施設利用税(旧法第七十五條第一項に規定する娯楽施設利用税をいう。以下同じ。))及び旧料理飲食等消費税(旧法百十三條第一項に規定する料理飲食等消費税をいう。以下同じ。))の収入見込額(ゴルフ場所在の市町村を包括する道府県の旧娯楽施設利用税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該道府県の旧娯楽施設利用税の収入見込額から旧法百十二條の二の規定によりゴルフ場所在の市町村

の収入見込額(ゴルフ場所在の市町村を包括する道府県の旧娯楽施設利用税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該道府県の旧娯楽施設利用税の収入見込額から旧法百十二條の二の規定によりゴルフ場所在の市町村

附則（平成六年六月二九日法律第四九号）抄

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附則（平成六年二月二日法律第一一号）抄

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法第五十条の四、第三百二十八条の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに第二条及び第四条の規定並びに第三条第三項並びに附則第九条、第十条第三項及び第十二条の規定並びに附則第十九条の規定（地方交付税法附則第四条の改正規定に限る。） 平成七年一月一日

二 略

三 第一条中地方消費税に関する改正規定及び第三条の規定並びに附則第三条から第七条まで及び第十三条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定（地方財政法第四条の第三項及び第五項第一項第五号の改正規定に限る。）、附則第十八条の規定、附則第十九条の規定（地方交付税法附則第四条の改正規定を除く。）並びに附則第二十条から第三十三条までの規定 平成九年四月一日

（政令への委任）
第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置その他必要な事項は、政令で定める。

（検討）
第十二条 地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点、地方の行財政改革の推進状況、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日まで所要の措置を講ずるものとする。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二十条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成九年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の項中

Table with 2 columns: 1 譲渡割前年度の譲渡割の課税標準等の額, 2 貨物割前年度の貨物割の課税標準等の額

Table with 2 columns: 1 譲渡割前年度の譲渡割の課税標準等の額として自治大臣が定める額, 2 貨物割前年度の貨物割の課税標準等の額として自治大臣が定める額

と、同表市町村の項中

Table with 2 columns: 九 地方消費税前年度の地方消費税交付金 付金の交付額, 九 地方消費税前年度の地方消費税交付金 金の交付見込額として自治大臣が定める額

第二十一条 平成九年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、附則第十九条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては当該道府県の消費譲与税相当額（附則第十四条第一項の規定により譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この条において同じ。）の収入見込額の百分の八十の額、市町村にあつては当該市町村の消費譲与税相当額の収入見込額の百分の七十五の額を加算した額とする。

2 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

Table with 2 columns: 地方団体収入の項目, 収入見込額の算定の基礎の種類

Table with 2 columns: 道府県, 市町村, 消費譲与税相当額, 消費譲与税相当額

附則（平成七年二月一五五法律第一号）抄
この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成七年三月二三日法律第四一四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成七年度分の地方交付税から適用する。

（平成七年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
第三条 平成七年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、次に掲げる額の合算額の道府県にあつては百分の八十の額、市町村にあつては百分の七十五の額を加算した額とする。

- 一 地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律百一十一号。第三号において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成七年度の減収見込額

二 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県又は市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による平成七年度の減収見込額

三 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成七年度の減収見込額
2 前項各号に掲げる額の合算額（以下この項において「減収見込額」という。）は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

Table with 2 columns: 道府県, 市町村, 消費譲与税相当額, 消費譲与税相当額

地方公共収入の項目 減収見込額の算定の基礎の種類

Table with 2 columns: 道府県, 市町村, 道府県前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額, 道府県前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額

Table with 2 columns: 市町村, 市町村前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額, 市町村前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額

附則（平成七年三月二九日法律第五〇号）抄
（施行期日）
1 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

7 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第五条第二項の規定は、平成七年度分の地方交付税から適用する。
附則（平成七年五月二二日法律第九七号）抄
この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成八年二月二三日法律第三号）抄
この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成八年三月三一日法律第一三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成八年度分の地方交付税から適用する。

（平成八年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
第三条 平成八年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、次に掲げる額の合算額の道府県にあつては百分の八十の額、市町村にあつては百分の七十五の額を加算した額とする。

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律百一十一号）の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成八年度の減収見込額

二 地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収見込額

2 前項各号に掲げる額の合算額（以下この項において「減収見込額」という。）は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

地方公共団体の種類	道府県民税前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額	市町村民前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
道府県	道府県民税前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額	市町村民前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額

附則（平成九年三月二十八日法律第九号）抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第二条の改正規定並びに附則第七条及び第二十五条から第二十九条までの規定 平成十二年四月一日

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
 第二十六条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成十二年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成十二年度分の地方交付税に限り、地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては基準税率（同条第二項に規定する基準税率をいう。）をもつて算定した当該道府県の旧特別地方消費税（第二条の規定による改正前の地方税法第百十三条第一項に規定する特別地方消費税をいう。以下同じ。）の収入見込額から第二条の規定による改正前の地方税法第百四十四条の二の規定により市町村に対し交

付するものとされる旧特別地方消費税に係る交付金（以下「旧特別地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額を、市町村にあっては当該市町村の旧特別地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額を加算した額とする。

3 前項の収入見込額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

地方団体の種類	旧特別地方消費税前年度分の旧特別地方消費税交付金	旧特別地方消費税前年度分の旧特別地方消費税交付金の交付額
道府県	旧特別地方消費税前年度分の旧特別地方消費税交付金	旧特別地方消費税前年度分の旧特別地方消費税交付金の交付額
市町村	旧特別地方消費税前年度分の旧特別地方消費税交付金	旧特別地方消費税前年度分の旧特別地方消費税交付金の交付額

附則（平成九年三月二十八日法律第九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成九年年度分の地方交付税から適用する。

（平成九年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
 第四条 平成九年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第三条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条において「改正後の地方交付税法」という。）第三十三條の四第二項の規定により当該道府県の同年度の地方消費税の収入見込額及び消費税と相当額（地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十一号）附則第十四条第一項の規定により同年度に譲与される廃止前の消費税と税に相当する額をいう。以下この条において同じ。）の収入見込額の合算額から地方消費税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付見込額を控除した額が当該道府県の平成

十年年度以降の各年度の地方消費税の収入見込額から地方消費税交付金の交付見込額を控除した額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の八十の額、市町村にあっては改正後の地方交付税法第三十三條の四第二項の規定により当該市町村の平成九年度の地方消費税交付金の収入見込額及び消費税と相当額の収入見込額の合算額が当該市町村の平成十年年度以降の各年度の地方消費税交付金の収入見込額に比して過少と認められる額として算定した額の百分の七十五の額を加算した額とする。

1 この法律は、公布の日から施行する。
 附則（平成一〇年三月三十一日法律第七号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十年年度分の地方交付税から適用する。

（平成十年年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
 第四条 平成十年年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額の百分の八十の額、市町村にあっては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イ及びロに掲げる額の合算額
 イ 地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成十年法律第八十五号）第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下この項において「平成十年改正後の地方税法」という。）附則第三条の四の規定による個人の道府県民税に係る特別減税による平成十年年度の減収見込額
 ロ 平成十年改正後の地方税法附則第十一条の四第十三項及び第十四項の規定による不動産取得税の減額に係る平成十年年度の減収見込額

二 平成十年改正後の地方税法附則第三条の四の規定による個人の市町村民税に係る特別減税による平成十年年度の減収見込額

2 前項第一号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	道府県民税前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額	市町村民前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
道府県	道府県民税前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額	市町村民前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額

3 第一項第二号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目について、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
市町村民前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額	減収見込額の算定の基礎

附則（平成一〇年六月五日法律第九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十年年度分の地方交付税から適用する。

（緊急地域経済対策費の基準財政需要額への算入）
 第三条 平成十年年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方公共団体の種類	測定単位の費用
道府県	緊急地域経済対策費
市町村	緊急地域経済対策費
測定単位	人口一人につき
費用	円
	八〇〇

円

市町村 緊急地域経済人口 一人につき 一
 2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、地方公共団体の態容その他の事情を参酌して、自治省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口	人

1 この法律は、公布の日から施行する。
 2 平成十年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から地方交付税法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下「返還金等の額」という。）と千三百億円との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき地方交付税の総額から返還金等の額と千三百億円との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と千三百億円との合算額を加算した額とする。

附則（平成一〇年二月一八日法律第一四六号）

（施行期日）
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
 第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十一年度分の地方交付税から適用する。
 （平成十一年度における基準財政収支額の算定方法の特例）
 第四条 平成十一年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収支額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二二十六号）附則第三条の四の規定による個人の道府県

民税又は市町村民税に係る特別減税による平成十一年度の減収見込額の道府県にあっては百分の八十の額、市町村にあっては百分の七十五の額を加算した額とする。
 2 前項の減収見込額は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によつて、自治省令で定めるところにより、算定するものとする。

道府県	道府県民前年度分の所得割の課税の基礎となる所得となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額	市町村	市町村民前年度分の所得割の課税の基礎となる所得となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
-----	---	-----	---

地方公収入の項減収見込額の算定の基礎の種類の種類
 道府県 道府県民前年度分の所得割の課税の基礎となる所得となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額
 市町村 市町村民前年度分の所得割の課税の基礎となる所得となつた納税義務者数等の数及び課税標準等の額

附則（平成一二年七月一六日法律第七号）抄

（施行期日）
 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六百六十二条、第六百六十三条、第六百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日
 （国等の事務）
 第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則

第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
 （処分、申請等に関する経過措置）
 第六十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十六条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。
 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないものとして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。
 （不服申立てに関する経過措置）
 第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
 （その他の経過措置の政令への委任）
 第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
 （検討）
 第二十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
 第二十五条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるように、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成一二年二月一七日法律第一五四号）抄

この法律は、公布の日から施行する。
 附則（平成一二年二月二日法律第一六〇号）抄
 第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第九百九十五条、第九百九十六条、第九百九十四条第二項、第九百九十六条第二項及び第九百九十四条の規定 公布の日
 附則（平成一二年三月二九日法律第五号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。
 附則（平成一二年三月二九日法律第五号）抄
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年三月二九日法律第五号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十二年度分の地方交付税から適用する。

附則 (平成十二年三月三十一日法律第一五号) 抄
施行期日
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第十条
前項の規定による改正後の地方交付税法附則第五条の規定は、平成十二年度分の地方交付税から適用する。

附則 (平成十二年三月三十一日法律第二五号) 抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成十二年二月一日法律第一三三号) 抄
施行期日等
第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、平成十二年度分の地方交付税から適用する。

第二条 平成十二年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法(以下「法」という。)第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

道府県	臨時経済対人口	円	一人につき	一
市町村	臨時経済対人口	円	一人につき	七
	策費	円	一人につき	九〇

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、地方公共団体の態容その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

測定単位	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口

第三条 平成十二年度分として交付すべき地方交付税の一部の平成十三年度分における交付(平成十二年度分として交付すべき地方交付税の額の合算額と当該合算額の九十四分の六に相当する額に地方交付税の第二項の規定により加算した額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない。法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成十三年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

附則 (平成十二年二月八日法律第一四八号) 抄
施行期日
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

第二条 平成十三年度分の地方交付税から適用する。

附則 (平成十三年三月三十一日法律第二九号) 抄
施行期日
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十三年度分の地方交付税から適用する。

附則 (平成十三年三月三十一日法律第二九号) 抄
施行期日
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十三年度分の日から施行する。

附則 (平成十三年一月二六日法律第一二二号)
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成十四年三月三十一日法律第一八号) 抄
施行期日
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十四年度分の地方交付税から適用する。

附則 (平成十四年七月二二日法律第八八号) 抄
施行期日
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成十四年七月三十一日法律第九八号) 抄
施行期日
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 公布の日

附則 (平成十五年二月五日法律第一号)
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成十五年三月三十一日法律第九号) 抄
施行期日
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
四 第一条中地方税法目次の改正規定(一)ノ第二款 課税標準及び税率(第七十二条の十二ノ第七十二条の二十三の四)ノ第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収(第七十二条の二十四ノ第七十二条の六十五)ノをノ第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の二十一ノ第七十二条の四十九の六)ノ第三款 個人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の四十九の七ノ第七十二条の六十五)ノに改める部分を除く。

同法第二十三条の改正規定(同条第一項第四号、第四号の三及び第四号の四に係る部分を除く)、同法第二十四条第一項及び第二項の改正規定、同法第二十五条の第二項の改正規定(「国外公募投資信託等の配当等」を「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」に改める部分に限る。)、同法第二十六条、第二十七条第二項、第三十二条、第三十四条第一項及び第三十七条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十一条の八の改正規定、同法第二章第一節に二款を加える改正規定、同法第三十三条、第三十四、第三十五条の二の改正規定、同法第三十四条の七の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七百三十四条第三項、附則第三条の二

第一項、附則第三条の三及び附則第五条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法附則第六条及び第三十三条の三の改正規定、同法附則第三十四条の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法附則第三十五条の二の改正規定(同条第五項及び第九項第二号に係る部分を除く。)、同法附則第三十五条の二の第二項の改正規定(、附則第三十五条の二の第四項並びに第三十五条の二の六第二項)を、並びに附則第三十五条の二の六第二項に、附則第三十五条の二の四第一項、第三十五条の二の六第二項を、附則第三十五条の二の六第二項に改める部分に限る。)、同法附則第三十五条の二の三から附則第三十五条の二の五までの改正規定、同法附則第三十五条の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五条の四第二項第四号の改正規定(「第三十七条の二」の下に、「第三十七条の三」を加える部分に限る。)、同項第五号の改正規定(「第四項第三

から三まで 略
四 第一条中地方税法目次の改正規定(一)ノ第二款 課税標準及び税率(第七十二条の十二ノ第七十二条の二十三の四)ノ第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収(第七十二条の二十四ノ第七十二条の六十五)ノをノ第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の二十一ノ第七十二条の四十九の六)ノ第三款 個人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の四十九の七ノ第七十二条の六十五)ノに改める部分を除く。

同法第二十三条の改正規定(同条第一項第四号、第四号の三及び第四号の四に係る部分を除く)、同法第二十四条第一項及び第二項の改正規定、同法第二十五条の第二項の改正規定(「国外公募投資信託等の配当等」を「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」に改める部分に限る。)、同法第二十六条、第二十七条第二項、第三十二条、第三十四条第一項及び第三十七条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十一条の八の改正規定、同法第二章第一節に二款を加える改正規定、同法第三十三条、第三十四、第三十五条の二の改正規定、同法第三十四条の七の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七百三十四条第三項、附則第三条の二

第一項、附則第三条の三及び附則第五条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法附則第六条及び第三十三条の三の改正規定、同法附則第三十四条の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法附則第三十五条の二の改正規定(同条第五項及び第九項第二号に係る部分を除く。)、同法附則第三十五条の二の第二項の改正規定(、附則第三十五条の二の第四項並びに第三十五条の二の六第二項)を、並びに附則第三十五条の二の六第二項に、附則第三十五条の二の四第一項、第三十五条の二の六第二項を、附則第三十五条の二の六第二項に改める部分に限る。)、同法附則第三十五条の二の三から附則第三十五条の二の五までの改正規定、同法附則第三十五条の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五条の四第二項第四号の改正規定(「第三十七条の二」の下に、「第三十七条の三」を加える部分に限る。)、同項第五号の改正規定(「第四項第三

から三まで 略
四 第一条中地方税法目次の改正規定(一)ノ第二款 課税標準及び税率(第七十二条の十二ノ第七十二条の二十三の四)ノ第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収(第七十二条の二十四ノ第七十二条の六十五)ノをノ第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の二十一ノ第七十二条の四十九の六)ノ第三款 個人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二条の四十九の七ノ第七十二条の六十五)ノに改める部分を除く。

同法第二十三条の改正規定(同条第一項第四号、第四号の三及び第四号の四に係る部分を除く)、同法第二十四条第一項及び第二項の改正規定、同法第二十五条の第二項の改正規定(「国外公募投資信託等の配当等」を「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」に改める部分に限る。)、同法第二十六条、第二十七条第二項、第三十二条、第三十四条第一項及び第三十七条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十一条の八の改正規定、同法第二章第一節に二款を加える改正規定、同法第三十三条、第三十四、第三十五条の二の改正規定、同法第三十四条の七の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七百三十四条第三項、附則第三条の二

号」を「第五項第三号」に改める部分に限る。)、同条第四項の改正規定(「第一項中」の下に「道府県」とあるのは「市町村」と)、を加え、「百分の二」を「百分の一・六一」に、「百分の四」を「百分の三・四」に改める部分を除く。)並びに同法附則第四十条の改正規定(同条第十項に係る部分を除く。))並びに次条第一項、附則第三條第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項、第十項、第十六項、第十八項及び第十九項並びに附則第十條第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項及び第十項の規定、附則第二十九條の規定(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十号)第十四條第一項及び第三項の表道府県の項第一号の改正規定(株式等譲渡所得割に係る部分に限る。))並びに同表市町村の項中第十八号を第二十号とし、第九号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次のように加える改正規定に限る。)、附則第三十條第三項及び第四項の規定並びに附則第三十七條の規定(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四條第三項の改正規定に限る。))平成十六年一月一日

五 略

六 第一条中地方税法目次の改正規定(「/第十二款 課税標準及び税率(第七十二條の十二—第七十二條の二十三の四)/第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収(第七十二條の二十四—第七十二條の六十五)/」を「/第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二條の十二—第七十二條の四十九の六)/第三款 個人の事業税に係る課税標準及び税率等(第七十二條の四十九の七—七十二條の六十五)/」に改める部分に限る。)、同法第十一條の五第一号、第十四條の九及び第十六條の四第十二項の改正規定、同法第十七條の五第三項の改正規定(「の決定」の下に「第七十二條の二第一項第一号イに掲げる法人に対して課する事業税」を加える部分に限る。)、同法第十九條の九第二項及び第二十二條の九の三第五項の改正規定、同法第七十二條の二を同法第七十二條の二の二とする改正規定、同法第七十二條の二の二とする改正規定、同法第七十二條の二の二とし、同法第二章第二節第一款中同條の前に一條を加える改正規

定、同法第七十二條の三の改正規定(同条第一項の改正規定(「又は同法」を「、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二條第十一項に規定する加入者保護信託又は法人税法」に改める部分に限る。))を除く。)、同法第七十二條の四第一項第三号の改正規定(「、労働福祉事業団」を削る部分に限る。)、同法第七十二條の五第一項第六号の改正規定(「、通信・放送機構」を削る部分に限る。)、同項第四号の改正規定(「第七十二條の十四第一項及び第七十二條の二十第二項」を「第七十二條の二十三第一項及び第七十二條の二十四の七第六項」に改める部分に限る。)、同法第七十二條の五の二から第七十二條の八までの改正規定、同法第二章第二節第二款の款名の改正規定、同法第七十二條の十二並びに第七十二條の十三第六項及び第二十四項の改正規定、同法第二章第二節第三款の款名及び第七十二條の二十四を削る改正規定、同法第七十二條の二十三の四の改正規定、同条を同法第七十二條の二十四の十一とし、同條の次に一條を加える改正規定、同法第七十二條の二十三の三の改正規定、同条を同法第七十二條の二十四の十とする改正規定、同法第七十二條の二十三の二の改正規定、同条を同法第七十二條の二十四の九とする改正規定、同法第七十二條の二十三の改正規定、同条を同法第七十二條の二十四の八とする改正規定、同法第七十二條の二十二の改正規定(同条第四項の改正規定(同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とする部分に限る。))を除く。)、同条を同法第七十二條の二十四の七とする改正規定、同法第七十二條の二十二の改正規定、同条を同法第七十二條の二十四の五とし、同條の次に一條を加える改正規定、同法第七十二條の十九の改正規定、同条を同法第七十二條の二十四の四とする改正規定、同法第七十二條の十六から第七十二條の十八までを削る改正規定、同法第七十二條の十五の改正規定、同条を同法第七十二條の二十四とし、同條の次に一條を加える改正規定、同法第七十二條の十四の改正規定(同条第一項の改正規定(「第五十七條第十項及び第十一項、第五十八條第五項」を「第五十七條第八項及び第九項、第五十八條第四項」に改める部分、「第五十八條、第六十

八條の四十三」を「及び第六十八條の四十三」に改める部分及び「及び第六十八條の六十」を削る部分に限る。))及び同条第二項の改正規定を除く。)、同条を同法第七十二條の二十三とし、同法第七十二條の十三の次に九條を加える改正規定、同法第七十二條の二十五の改正規定、同法第七十二條の二十六の改正規定(同条第一項の改正規定(「相当する額の事業税」の下に「(次項及び第三項において「予定申告に係る事業税額」という。))を加える部分に限る。))並びに同条第二項及び第三項の改正規定を除く。)、同法第七十二條の二十八から第七十二條の三十一まで、第七十二條の三十三から第七十二條の三十四まで、第七十二條の三十七及び第七十二條の三十八の改正規定、同條の次に一條を加える改正規定、同法第七十二條の三十九から第七十二條の四十一までの改正規定、同條の次に四條を加える改正規定、同法第七十二條の四十二の改正規定、同法第七十二條の四十三の改正規定(同条第二項の改正規定を除く。)、同法第七十二條の四十四から第七十二條の四十六まで、第七十二條の四十八及び第七十二條の四十九の改正規定、同條の次に五條、款名及び八條を加える改正規定、同法第七十二條の五十一第一項、第七十二條の五十四第二項、第七十二條の五十五、第七十二條の五十九、第七十二條の六十、第七十二條の六十二から第七十二條の六十四まで、第七十二條の七十一、第七十二條の八十七及び第七十三條の四第一項第十三号の改正規定、同項に二號を加える改正規定(同項第三十五号に係る部分に限る。)、同法第三百四十八條第二項第二号の四及び第十六号の改正規定、同項に四號を加える改正規定(同項第三十九号に係る部分に限る。)、同法第三百四十九條の三第四十項の改正規定(「通信・放送機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める部分に限る。)、同法第四百四十七條第一項及び附則第三條の二第二項の改正規定、同法附則第九條第一項の改正規定(「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める部分を除く。))及び同条第二項の改正規定(「第七十二條の十四第八項第一号」を「第七十二條の二十四の二第二項第一号」に改める部分に限る。)、同法附則第九條の二、第九條の五及び第十二條の三第一項の改正規定、同

条第三項の改正規定(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の下に「昭和五十四年法律第四十九号」を加える部分及び「附則第三十二條第六項」を「附則第三十二條第七項」に改める部分を除く。))並びに同法附則第四十條第十項の改正規定並びに次条第二項、附則第四條第一項、第四項、第六項及び第七項、第五條、第九條並びに第十一條第三項の規定、附則第二十九條の規定(地方交付税法第十四條第二項の改正規定に限る。)、附則第三十一條及び第三十二條の規定、附則第三十七條の規定(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二條第二項及び第三項の改正規定に限る。))並びに附則第三十八條第二項の規定、平成十六年四月一日(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十條 前條の規定による改正後の地方交付税法(以下この条において「新地方交付税法」という。))第十四條第三項の表道府県の項第一号(株式等譲渡所得割に係る部分を除く。))及び同表市町村の項第七号の規定並びに新地方交付税法附則第八條の二の規定は、平成十五年度分の基準財政収入額の算定から適用する。

2 平成十五年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、新地方交付税法第十四條第三項の表道府県の項第一号中、「前年度の配当割の課税標準等の額」とあるのは、「当該年度の配当割の課税標準等の額」として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第七号中、「当該年度において」とあるのは、「新增設事業所床面積を除き、当該年度において」とする。

3 新地方交付税法第十四條第一項、第二項並びに第三項の表道府県の項第一号(株式等譲渡所得割に係る部分に限る。))並びに同表市町村の項第九号及び第十号の規定は、平成十六年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

4 平成十六年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定に限り、新地方交付税法第十四條第三項の表道府県の項第一号中、「前年度の株式等譲渡所得割の課税標準等の額」とあるのは、「当該年度の株式等譲渡所得割の課税標準等の額」として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第九号中、「前年度の配当割交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の配当割交付金の交付見込額」として総務大臣が定める額」と、「前年度の株式等譲渡所得割交付金の交付額」とあ

るのは「当該年度の株式等譲渡所得割交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成一五年三月三十一日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条第六項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十五年度分の地方交付税から適用する。この場合において、同法附則第八条の規定は、同年度以降の年度分に係る同条に規定する基準税額のうち算定過少又は算定過大と認められる額について適用し、平成十二年度分、平成十三年度分及び平成十四年度分に係る第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第八条に規定する基準税額のうち算定過少又は算定過大と認められる額については、なお従前の例による。

（平成十五年における基準財政収入額の算定方法の特例）

第五条 平成十五年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額（都にあっては当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年度減税調整額」という。）を控除した額）の百分の七十五の額、市町村にあっては第二号に掲げる額（特別区にあっては当該額に平成十五年度減税調整額を加算した額）の百分の七十五の額を加算した額とする。

イ 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十五年度の減収見込額

ロ 所得税法等改正法の施行による法人の事業税の平成十五年度の減収見込額

ハ 地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）の施行による不動産取得税の平成十五年度の減収見込額

ニ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十五年度の減収見込額（地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の減少見込額を除く。）

ホ 地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十五年度の増収見込額

ヘ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十五年度の増収見込額（地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金（地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）

イ 二から二までに掲げる額の合算額（特別区にあっては二に掲げる額）からホ及びヘに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

ロ 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十五年度の減収見込額

ハ 地方税法等改正法の施行による事業所税の平成十五年度の減収見込額

ニ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十五年度の減収見込額

ホ 地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十五年度の増収見込額

ヘ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十五年度の増収見込額

前項第一号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

Table with 2 columns: 収入の項目 (Income Item) and 減収見込額の算定の基礎 (Basis for Calculation of Revenue Shortfall). Rows include items like 道府県民税, 法人税割, 事業所税, etc.

交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「たばこ税調整額」というのは「たばこ税調整額」という。の百分の七十五に相当する額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号。以下この項において「平成十五年地方交付税法等改正法」という。）の百分の七十五に相当する額（以下この項において「平成十五年度減税調整額」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは「自動車取得税交付金」とあるのは「自動車取得税交付金」という。の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十五年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号へに掲げる額に平成十五年度減税調整額を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年度減税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十五年度減税調整額」と「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十五年度減税調整額を乗じて得た額」とする。

平成十五年度分、地方交付税に限り、都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方特別

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一六年三月三十一日法律第一七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二十八条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の表道府県の項第十二号の規定は、平成十七年度分の基準財政収入額の算定から適用する。

附 則（平成一六年三月三十一日法律第一八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十六年度分の地方交付税から適用する。

（平成十六年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
第五条 平成十六年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額（都にあっては、当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額（以下この項において「平成十六年度減税減収調整額」という。）を控除した額）の百分の七十五の額、市町村にあっては第二号に掲げる額（特別区にあっては、当該額に平成十六年度減税減収調整額を加算した額）の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからホまでに掲げる額の合算額（都にあっては、当該合算額に特別区に係る次号ロからホまでに掲げる額の合算額を加算した額）からへからホまでに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）
イ 地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十六年度の減収見込額

ロ 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十六年度の減収見込額

ハ 所得税法等改正法及び地方税法等改正法の施行による法人の事業税の平成十六年度の減収見込額

ニ 地方税法等改正法の施行による不動産取得税の平成十六年度の減収見込額

ホ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十六年度の減収見込額（地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の減少見込額を除く。）

ヘ 所得税法等改正法の施行による地方消費税の譲渡割及び貨物割の平成十六年度の増収見込額（所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金（地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）

ト 地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十六年度の増収見込額

チ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十六年度の増収見込額（地方税法第六百九十九条の三十二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）

ニ イからホまでに掲げる額の合算額（特別区にあっては、イ及びへに掲げる額の合算額）からトからリまでに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の所得割の平成十六年度の減収見込額

ロ 所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十六年度の減収見込額

ハ 地方税法等改正法の施行による償却資産の減収見込額
ニ 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十六年度の減収見込額
ホ 地方税法等改正法の施行による事業所税の平成十六年度の減収見込額
ヘ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十六年度の減収見込額
ト 地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十六年度の増収見込額
チ 所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金の平成十六年度の増収見込額
リ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十六年度の増収見込額
二 前項第一号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 道府県民税の所得割	減収見込額の算定の基礎
二 道府県民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の額
三 法人の行う事業に課税する事業税	前年度分の課税標準等の数値
四 地方消費税の譲渡割及び貨物割	前年度の譲渡割及び貨物割の課税標準等の額
五 不動産取得税	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額
六 道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
七 ゴルフ場利用税	前年度の延利用人員
八 自動車取得税	前年度中の自動車の取得件数
九 第一号に掲げる額（以下この項において「減収見込額」という。）は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。	

一 市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額
二 市町村民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の額
三 償却資産税	地方税法第三百八十九条の規定に對して課すより総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分する償却資産に係る当該配分額
四 市町村たばこ税	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
五 特別土地保有税	平成十二年度から平成十四年度までの各年度における特別土地保有税の課税標準額
六 事業所税	前三年度における事業所税の課税標準額
七 地方消費税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額
八 ゴルフ場利用税交付金	前年度の延利用人員
九 自動車取得税交付金	前年度における自動車取得税交付金の交付額
十 平成十六年度分の地方交付税に限り、都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「地方消費税交付金」というのは「地方消費税交付金」という。の交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは「地方消費税交付金」という。の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号。以下この項において「平成十六年地方交付税法等改正法」という。）附則第五条第一号へに掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率（以下この項において「平成十六年度減税調整率」という。）を乗じて得た額（以下この項において「平成十六年度減税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整額」という。の百分の七十五に相当する額」とあるのは「たばこ税調整額」という。の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十六年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号トに掲げる額に平成十六年度減税	

都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十六年度減税たばこ税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る同号に掲げる額に平成十六年度減税都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十六年度減税自動車取得税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十六年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十六年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

5 平成十六年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によって読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「及び交付金調整額」とあるのは、「同項に規定する交付金調整額、都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十八号）附則第五条第一項第一号へに掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額、都に係る同号トに掲げる額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号チに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一六年五月二六日法律第五九号）抄
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一六年五月二八日法律第六号）抄
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一七年三月三十一日法律第二号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定及び第四条（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の改正規定に限る。）の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条の規定は、平成十七年度分の地方交付税から適用する。

（平成十七年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
第五条 平成十七年度分の地方交付税における各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあっては第一号に掲げる額（都にあっては、当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額（以下この項において「平成十七年度減税減収調整額」という。）を控除した額）の百分の七十五の額、市町村にあっては第二号に掲げる額（特別区にあっては、当該額に平成十七年度減税減収調整額を加算した額）の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イからニまでに掲げる額の合算額（都にあっては、当該合算額に特別区に係る次号イからニまでに掲げる額の合算額を加算した額）からホからチまでに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十七年度の減収見込額

ロ 所得税法等改正法及び地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）の施行による法人の事業税の平成十七年度の減収見込額

ハ 地方税法等改正法の施行による不動産取得税の平成十七年度の減収見込額

ニ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十七年度の減収見込額（地方

税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の減少見込額を除く。）

ホ 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十七年度の増収見込額

ヘ 所得税法等改正法の施行による地方消費税の譲渡割及び貨物割の平成十七年度の増収見込額（所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金（地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）

ト 地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十七年度の増収見込額

チ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十七年度の増収見込額（地方税法第六百九十九条の三の二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）

ニ イからホまでに掲げる額の合算額（特別区にあっては、ホに掲げる額）からへからりまでに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

イ 所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十七年度の減収見込額

ロ 地方税法等改正法の施行による償却資産に対して課する固定資産税の平成十七年度の減収見込額

ハ 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十七年度の減収見込額

ニ 地方税法等改正法の施行による事業所税の平成十七年度の減収見込額

ホ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十七年度の減収見込額

ヘ 地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の所得割の平成十七年度の増収見込額

収入の項目	算定の基礎
一 道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額
二 道府県民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の額
三 償却資産に對して課する固定資産税	地方税法第三百八十九条の規定により総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分する償却資産に係る当該配分額
四 市町村たばこ税	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
ト 地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十七年度の増収見込額	地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の課税標準数量
チ 所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金の平成十七年度の増収見込額	地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）
ホ 地方税法等改正法の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十七年度の増収見込額	道府県民税の所得割の平成十七年度の増収見込額
ヘ 所得税法等改正法の施行による地方消費税の譲渡割及び貨物割の平成十七年度の増収見込額	地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）
ト 地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十七年度の増収見込額	道府県たばこ税の平成十七年度の増収見込額
チ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十七年度の増収見込額	地方税法第六百九十九条の三の二の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。）の同年度の増加見込額を除く。）
ニ イからホまでに掲げる額の合算額（特別区にあっては、ホに掲げる額）からへからりまでに掲げる額の合算額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）	所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十七年度の減収見込額
イ 所得税法等改正法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十七年度の減収見込額	所得税法等改正法及び地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）の施行による法人の事業税の平成十七年度の減収見込額
ロ 所得税法等改正法及び地方税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）の施行による法人の事業税の平成十七年度の減収見込額	地方税法等改正法の施行による不動産取得税の平成十七年度の減収見込額
ハ 地方税法等改正法の施行による不動産取得税の平成十七年度の減収見込額	地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十七年度の減収見込額（地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十七年度の減収見込額）
ニ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十七年度の減収見込額	地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の所得割の平成十七年度の増収見込額

五 特別土地保有税	平成十二年度から平成十四年度までの各年度における特別土地保有税の課税標準額
六 事業所税	前三年度における事業所税の課税標準額
七 地方消費税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額
八 ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場の延利用人員
九 自動車取得税交付金	前年度における自動車取得税交付金の交付額
4	平成十七年度に新たに指定された地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対して交付すべき同年度分の普通交付税の額を算定する場合において、前項に規定する算定の基礎となることのできず又は適当でないとき、当該算定の基礎として、総務省令で特例を設けることができる。
5	平成十七年度分の地方交付税における都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「軽油引取税の収入見込額」とあるのは、「軽油引取税の収入見込額(都の所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した都の所得割の収入見込額から都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第十二号)以下この項において「平成十七年地方交付税法等改正法」という。)附則第五条第一項第一号ホに掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率(以下この項において「平成十七年度減税都区調整率」という。)を乗じて得た額(以下この項において「平成十七年度減税所得割調整額」という。)の百分の七十五に相当する額を控除した額とし」と、「地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは、「地方消費税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十七年地方交付税法等改正法附則第五条第一号へに掲げる額に平成十七年度減税都区調整率を乗じて得た額(以下この項において「平成十七年度減税地方消費税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整

額」という。)の百分の七十五に相当する額」とあるのは「たばこ税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成十七年地方交付税法等改正法附則第五条第一項第一号トに掲げる額に平成十七年度減税都区調整率を乗じて得た額(以下この項において「平成十七年度減税たばこ税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「自動車取得税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは「自動車取得税交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る同号チに掲げる額に平成十七年度減税都区調整率を乗じて得た額(以下この項において「平成十七年度減税自動車取得税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十七年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十七年度減税地方消費税調整額の百分の七十五の額を加算した額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十七年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

6 平成十七年度における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条の規定により読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「交付金調整額」とあるのは、「交付金調整額並びに都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第十二号)附則第五条第一項第一号ホに掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額、都に係る同号へに掲げる額に当該率を乗じて得た額、都に係る同号トに掲げる額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号チに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

附則(平成一七年三月三十一日法律第一五号)抄
この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 次条及び附則第三条の規定 平成十七年四月一日
附則(平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第八十二条 第四十条の規定による改正後の地方交付税法第十四条の規定は、平成二十年度以後の年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定について適用する。
2 平成十九年度分までの地方交付税に係る基準財政収入額の算定については、第四十条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定の例による。この場合において、同条中「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律百二十三号)附則第九十条第二項の規定によるなお効力を有することとされる同法第六十一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とする。
附則(平成一八年三月三十一日法律第八号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中地方交付税法第六条の改正規定、同法附則第三条の二を削る改正規定及び同法附則第七条の次に一条を加える改正規定、第二条中交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の改正規定、同法附則第四条の二及び第四条の三を削る改正規定並びに同法附則第七条の二の改正規定並びに第六条及び第八条の規定並びに附則第二条第二項、第三条第二項、第八条及び第十条の規定 平成十九年四月一日
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法(次項において「新交付税法」という。)第

十二条及び第十三条、附則第四条から第四条の三まで、第六条及び第六条の三並びに別表の規定は、平成十八年度分の地方交付税から適用する。
2 新交付税法第六条及び附則第七条の二の規定は、平成十九年度分の地方交付税から適用する。
附則(平成一八年六月二日法律第五〇号)抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。
附則(平成一八年六月七日法律第五三号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
附則(平成一九年二月一五日法律第一号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。(平成十八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例)
第二条 平成十八年度分として交付すべき地方交付税については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない。第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下「新法」という。)第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成十九年度分として交付すべき地方交付税の総額に算して交付することができる。この場合において、同号に掲げる額から同号ロに規定する平成十八年度当初分として交付すべき地方交付税の額を控除した額については、新法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、その全額を普通交付税として交付することができる。
一 新法附則第四条の規定により算定された平成十八年度分の地方交付税の総額
二 イ及びロに掲げる額の合算額
イ 平成十八年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額
ロ 平成十八年度当初分として交付すべき地方交付税の額(同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び平成十七年度分と

して交付すべき地方交付税の総額の特例に
関する法律（平成十八年法律第三号）に基
づき平成十八年度分として交付すべき地方
交付税の総額に加算された額の合算額をい
う。）から当該地方交付税交付金の額の方
が新法第二十条の三第二項の規定により地
方交付税の総額に算入する額として同予算
に計上された額（以下「返還金等の額」と
いう。）を控除した額の百分の六に相当す
る額に返還金等の額を加算した額

附 則（平成一九年三月三〇日法律第四
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 目次の改正規定、第九条の三の次に一条を
加える改正規定、第十条の三第一項、第十
一条の三、第十一条の五、第十三条の二第
一項、第十四条の九第二項第二号、第十六
条の四第十二項、第十七条の二第一項、第
十九条の九第二項第三号、第二十条の九の
第三項、第二十三条第一項第四号及び第二
十四条の二の二とし、第二十四条の次に一
条を加える改正規定、第二十四条の四、第
二十五条の三、第二十五条の四、第二十五
条の五の改正規定（「証券業者等」を「金
商品取引業者等」に改める部分を除く。）、
第五十二条第二項第一号の改正規定、第五
十三條第一項の改正規定（「第四十四項」
を「第四十五項」に改める部分を除く。）、
同条第五項の改正規定（「第四十二條の六
第六項若しくは第七項、第四十二條の十第
六項若しくは第七項、第四十二條の十一第
六項若しくは第七項」を「第四十二條の十
第五項、第四十二條の十一第五項」に、「個
別帰属リース特別控除戻取戻額等」を「個
別帰属特別控除戻取戻額等」に改める部分
を除く。）、同条第十八項、第二十五項、第
二十九項及び第三十二項の改正規定、同条
第三十六項の改正規定（「第四十一項」を
「第四十二項」に改める部分を除く。）、
同条第三十八項の改正規定（「第四十一項」
を「第四十二項」に

改める部分を除く。）、第五十五条第五項及
び第六十二条第一項の改正規定、第二章第
四節第三款第四項を削り、同款第五項と同
款第四項とする改正規定、第七十一条の七
及び第七十二条の改正規定、第七十二条の
二の改正規定、第七十二条の二の次に一
条を加える改正規定、第七十二条の三、第
七十二条の五第一項第五号、第七十二条の
七及び第七十二条の十三の見出しの改正規
定、第七十二条の十三の見出しの改正規
定、第七十二条の三十三の見出しの改正規
定、同条第七項を削る改正規定、第七十二
条の二十四、第七十二条の二十四の二、第
七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四
の六から第七十二条の二十四の八まで、第
七十二条の二十四の十一第一項及び第二項、
第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、
第七十二条の二十八、第七十二条の二十九
第一項及び第二項、第七十二条の三十第二
項、第七十二条の三十一第二項、第七十二
条の三十二、第七十二条の三十三、第七十二
条の三十四、第七十二条の三十七第一項、
第七十二条の三十八第一項、第七十二条の
三十九、第七十二条の四十一、第七十二条の
四十一、第七十二条の四十八、第七十二条の
四十九の三第一項、第七十二条の四十九の
八第一項、第七十二条の五十一第一項、第
二節第五款の款名、第七十二条の七十一、
第七十二条の七十二、第七十二条の七十八
第一項並びに第七十二条の八十の改正規定、
同条の次に一条を加える改正規定、第七十
七条の四号及び第五号、第二百九十二条第
四号並びに第二百九十四条の改正規定、第
二百九十四条の二を第二百九十四条の二の
二とし、第二百九十四条の次に一条を加え
る改正規定、第二百九十四条の三、第二百
九十四条の四、第二百九十六条、第三百二
十二条第三項第一号及び第三百二十一条の
八第一項の改正規定、同条第十五項の改正
規定（「第四十二條」を「第四十三條」に
改める部分を除く。）、第七項、第四十二
条の六第六項若しくは第七項、第四十二
条の七第六項若しくは第七項、第四十二
条の六第五項、第四十二條の七第五項、第
四十二條の十第六項若しくは第七項、第

四十二條の十一第六項若しくは第七項」を
「第四十二條の十第五項、第四十二條の十
第五項」に、「個別帰属リース特別控除戻
取戻額等」を「個別帰属特別控除戻取戻
額等」に改める部分を除く。）、同条第十八
項、第二十五項、第三十二項及び第三十
四項、第三百二十一条の十一第五項、第三
章第一節第七款の款名、第三百三十五條、
第三百四十三條第八項並びに第六百九十九
條の四第二項の改正規定並びに第七百三
十四條第三項の改正規定（「第四十三項」
を「第四十四項」に改める部分を除く。）
並びに附則第三條の二の次に一条を加える改正
規定、附則第五條及び第八條の四の改正規
定、附則第九條第十項の改正規定（「第七
十二條の二」を「第七十二條の十二」に改
める部分に限る。）、同条第十二項の改正
規定、附則第九條の二の改正規定（同条第
一項を削る改正規定、同条第二項の改正規
定（「附則第九條の二第二項」を「附則第
九條の二」に改める部分に限る。）及び同
項を同条の二に改める部分に限る。）並び
に附則第九條の三の次に一条を加える改正
規定並びに附則第九條の三の次に一条を加
える改正規定（「附則第九條の三」の施行
の日）

附 則（平成一九年三月三〇日法律第六
号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一から六まで 略

七 次に掲げる規定 信託法（平成十八年法律
第七十八号）の施行の日
イからヌまで 略
ル 第十二条中租税特別措置法の目次の改正
規定（「第一条・第二条」を「第一条・第
二条の二」に改める部分及び「第八十六
条の六」を「第八十六條の五」に改める部
分に限る。）、同法第二条の改正規定、同
法第一章中同条の次に一条を加える改正
規定、同法第三条の二の改正規定（「特定
目的信託」を「特定受益証券発行信託」に
改め、「規定する配当等」の下に「（同項に
規定する剰余金の配当を除く。）」を加える
部分に限る。）、同法第三条の三第五項の
改正規定

定、同法第六條第三項の改正規定、同法第
八條の二第一項の改正規定（同項中「配
当等」を「剰余金の配当」に改める部分
及び同項第二号中「第二百三十條第四号」
を「第二百三十條第一項第四号」に改める
部分に限る。）、同法第八條の三第一項の
改正規定（「受益証券」を「受益権」に改
める部分を除く。）、同条第二項の改正規
定（「受益証券」を「受益権」に改める部
分を除く。）、同条第五項の改正規定、同
法第九條第一項の改正規定（同項第一号中
「受益証券」を「受益権」に、「第二号中
「第二十二項」に改める部分）、同条第二
十八項を「第二十二項」に改める部分、
同項第二号中「受益証券」を「受益権」に
改める部分、同項第四号に係る部分及び
同項第八号に係る部分を除く。）、同条第
三項の改正規定、同法第九條の二第四項の
改正規定、同法第九條の四第一項の改正
規定（「特定目的信託」を「若しくは特定
受益証券発行信託の受益権、社債的受益
権」に改める部分に限る。）、同条第二
項の改正規定、同法第二十八條の四の改
正規定、同法第三十二條第二項の改正規
定（同項第二号中「第二十九項」を「第
二十一項」を「第二十四項」に改める
部分を除く。）、同法第三十七條の十第
二項第六号の改正規定、同法第三十七條
の十一第一項の改正規定（「法人課税信
託に係る信託の併合を含む。以下この
号において同じ。」を加える部分及び「合
併法人」の下に「（信託の併合に係る新
たな信託である法人課税信託に係る所得
税法第六條の三に規定する受託法人を含
む。）」を加える部分に限る。）、同項第
二号の改正規定（「又は出資以外の」を「
若しくは出資又は分割承継法人の発行済
株式等との間に当該分割承継法人として
政令で定める関係がある法人の株式若
しくは出資のいずれか一方の株式又は出

資以外の」に改める部分及び「されたものに限る」を「されなかつたものを除く」に改める部分を除く。)、同項第三号の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第三十七号の十一第一項の改正規定(同項中「同条第四項」を「同項第五号」に改め、「株式等証券投資信託」の下に「(第三号の二に規定する特定株式投資信託を除く。)」を加える部分及び同項第四号に係る部分に限る。)、同法第三十七号の十四第一項第三号の改正規定、同法第三十九号第一項の改正規定、同法第四十条の四第二項第三号の改正規定(「株式等」を「株式等の数」に改める部分を除く。)、同条第四項第一号の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同法第四十条の五の改正規定、同法第二章第四節の二第二款の改正規定、同法第四十一条の四の二(見出しを含む。の改正規定、同法第四十一条の九第四項の改正規定、同法第四十一条の十二第四項の改正規定、同法第四十二条の四第十一項第四号及び第七号並びに第十四項の改正規定、同法第四十二条の五の改正規定(同条第四項に係る部分及び同条第八項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の六第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第十項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の七第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の九第三項の改正規定、同条第六項の改正規定、同法第四十二条の十第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第十項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第四十二条の十一第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)

分に限る。)、同法第五十二条の二第二項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第五十二条の三第二項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第十二項の改正規定、同法第六十二条第一項の改正規定(「第九十二条」を「第九十二条第一項」に改める部分に限る。)、同法第六十二条の三第二項第一号イの改正規定、同号ロの改正規定(同号ロ(2)中「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改める部分及び「第二条第二十一項」を「第二条第十四項」に改める部分を除く。)、同条第十三項の改正規定、同法第六十五条の七第十五項第一号の改正規定、同法第六十六条の四第六項の改正規定、同法第六十六条の六第二項第三号の改正規定(「株式等」を「株式等の数」に改める部分を除く。)、同条第四項第一号の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同法第六十六条の八第一項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第三章第七節の四第二款の改正規定、同法第六十七条の六第一項の改正規定、同法第六十七条の十二の前の見出しの改正規定、同条の改正規定、同法第六十七条の十三第三項の改正規定、同法第六十八条の三の二を削る改正規定、同法第六十八条の三の三(見出しを含む。の改正規定(同条第一項第一号に係る部分を除く。)、同条を同法第六十八号の三の三とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第六十八号の三の五から第六十八号の三の十四までを削る改正規定、同法第六十八号の四の改正規定、同法第六十八号の九第十一項第四号及び第八号の改正規定、同条第十四項の改正規定、同法第六十八号の十の改正規定(同条第四項に係る部分及び同条第九項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に、「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十八号の十一第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第十一項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十八号の十三第三項の改正規定、同法第六十八号の十四第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第三十一項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十八号の十三第三項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第六十八号の十四第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第三十二号に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十八号の十三第三項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第六十八号の十四第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第三十二号に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十八号の十五第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第三十二号に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十八号の十五第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第三十二号に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十八号の十五第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第三十二号に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)

第三十二号」に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十八号の十二第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第三十二号に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十八号の十三第三項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第六十八号の十四第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第三十二号に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十八号の十三第三項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第六十八号の十四第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第三十二号に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十八号の十五第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第三十二号に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十八号の十五第五項の改正規定(「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第三十二号に改める部分及び「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)

第一項の改正規定、同法第六章第一節同条を第八十六条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十条の十第三項の改正規定並びに附則第五十七条、第五十九条、第六十一条から第六十四条まで、第七十四条第二項、第七十五条第一項、第三項及び第五項から第八項まで、第八十一条第二項、第八十二条、第八十四条、第九十九条第二項、第一百条、第一百五十一条、第一百零二条第二項、第一百零三条、第一百零七条、第一百零九条、第一百零九条、第一百零九条並びに第三百三十九条の規定並びに附則第一百五十二条証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第六十五号)附則第九条第二項の改正規定(「障害者等」を「障害者等」とし、「又は収益の分配の」とあるのは、「収益の分配又は剰余金の配当(第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当をいう。以下この号において同じ。の」と、「対応する利子又は収益の分配又は剰余金の配当」に改める部分に限る。)、及び同条第五項の改正規定(「又は収益の分配」を「収益の分配又は第二十四条第一項(配当所得)に規定する剰余金の配当」とし、同条第三項中「信託法」とあるのは「公益信託ニ関スル法律」と、「第六十六条」とあるのは「第一条」に改める部分に限る。)

(その他の経過措置の政令への委任)
第百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一九年三月三十一日法律第二一号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則 (平成一九年三月三十一日法律第二三三) 抄
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行し、平成十九年度の予算から適用する。
(その他の経過措置の政令への委任)
第三百九十二条 附則第一条から第六十五条まで、第六十七条から第二百五十九条まで及び第

三百八十二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年三月三十一日法律第二四号）抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

第二条（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十九年度分の地方交付税から適用し、平成十八年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則（平成一九年五月十一日法律第三五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年五月二十三日法律第五三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年六月二十七日法律第九六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二〇年二月二十四日法律第四二号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年四月三〇日法律第二二二号）抄

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

第二条（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十年度分の地方交付税から適用し、平成十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則（平成二二年二月二〇日法律第一七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日法律第九九号）抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

第二十三条 前条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条において「新地方交付税法」という。）第十四条の規定は、平成二十一年度分の地方交付税から適用し、平成二十年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

2 平成二十一年度分の地方交付税に限り、附則第三十三条の規定による改正後の地方交付税法等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた新地方交付税法第十四条の規定の適用については、同条第一項中「当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）とあるのは「当該道府県の普通税（法定外普通税を除き、自動車取得税及び軽油引取税にあつては、それぞれ地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧法」という。）の規定による自動車取得税及び軽油引取税を含むものとする。」と、「（以下「自動車取得税交付金」という。）と、「（以下「旧法第七百条の四十九第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金を含む。以下「軽油引取税交付金」という。）と、「航空機燃料譲与税」とあるのは「航空機燃料譲与税並びに地方道路譲与税」と、同条第三項の表道府県の項中「前年度の地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは「平成二十一年度分分の地方揮発油譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額」と

15 航空機燃料譲与税の譲与額

19 航空機燃料譲与税の譲与額

19の二 平成二十一年度分の地方道路譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

3 平成二十二年度分の地方交付税に限り、附則第三十三条の規定による改正後の地方交付税法等に関する暫定措置法第三十九条の規定により読み替えられた新地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十三号の二及び市町村の項第十五号中「地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは、「地方揮発油譲与税の譲与額と前年度の地方道路譲与税の譲与額との合算額」とする。

附則（平成二二年三月三十一日法律第一〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

第二条（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十一年度分の地方交付税から適用し、平成二十年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則（平成二二年六月二十四日法律第五七号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日法律第一〇号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

15 航空機燃料譲与税の譲与額

19 航空機燃料譲与税の譲与額

19の二 平成二十一年度分の地方道路譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

15 航空機燃料譲与税の譲与額

19 航空機燃料譲与税の譲与額

19の二 平成二十一年度分の地方道路譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

19 航空機燃料譲与税の譲与額

19の二 平成二十一年度分の地方道路譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

19 航空機燃料譲与税の譲与額

19の二 平成二十一年度分の地方道路譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

19 航空機燃料譲与税の譲与額

19の二 平成二十一年度分の地方道路譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

19 航空機燃料譲与税の譲与額

19の二 平成二十一年度分の地方道路譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

19 航空機燃料譲与税の譲与額

19の二 平成二十一年度分の地方道路譲与税の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

19 航空機燃料譲与税の譲与額

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日法律第一〇号）抄

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日法律第三五号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日法律第四八条）抄

（政令への委任）
附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二二年三月三十一日法律第五三号）抄

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

第二条（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十二年分までの地方交付税から適用し、平成二十一年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

第三条 平成二十二年度に限り、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体の種類	測定単位費用
単位	円

道府県	雇用対策・地域資源人口	一人につき
	活用臨時特例費	一、〇七
市町村	雇用対策・地域資源人口	円
	活用臨時特例費	八三五

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位の数値の算定の基礎	表示
人口	単位
官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項及び別表第一の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二十二年二月三日法律第六三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（平成二十二年分として交付すべき地方交付税の総額の特例）

第二条 平成二十二年分として交付すべき地方交付税については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十三年分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十二年分分地方交付税の総額
二 イ及びロに掲げる額の合算額
イ 平成二十二年分分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額
ロ イに規定する合算額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の三第二項の規定

により平成二十二年分分地方交付税の総額に算入された額を加算した額
附則（平成二十三年三月三十一日法律第五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十三年分までの地方交付税から適用し、平成二十二年分までの地方交付税については、なお従前の例による。
2 平成二十三年分から平成二十七年分までの各年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第二項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは「百分の九十四」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。
附則（平成二十三年五月二日法律第三五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（平成二十三年六月二日法律第七四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
附則（平成二十三年六月三〇日法律第八三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 から五まで 略
六 第十四条（地方自治別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の項の改正規定に限る。）、第十五条及び第十六条（地方公

共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第十四条、第八十五条、第八十六条、第九十四条、第九十九条（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）附則第一条第二項ただし書の改正規定（許可を得たもの）の下に「発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされたもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすること」となると認められるものを含む。）を加える部分に限る。）に限る。）及び第二百二十三条第一項の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）
附則（平成二十三年八月三〇日法律第一〇七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。
（政令への委任）
第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成二十三年二月二日法律第一一六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則（平成二十四年三月三十一日法律第一八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十四年度分の地方交付税から適用し、平成二十三年分までの地方交付税については、なお従前の例による。
附則（平成二十四年八月二日法律第六九号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第四条の規定並びに附則第十六条、第二十条及び第二十三条の規定（平成三十一年四月

三 略
四 第五条の規定並びに附則第十七条、第二十条及び第二十五条の規定（令和二年四月一日）
（第三条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第十五条 第三条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年分までの地方交付税から適用し、平成二十五年分までの地方交付税については、なお従前の例による。
（第四条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第十六条 第四条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。
（第五条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第十七条 第五条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。
（政令への委任）
第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附則（平成二十五年三月六日法律第一号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
（平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十五年分における交付等）
2 平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十五年分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二十四年度における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号に規定する平成二十四年度当初通常収支分

交付税額及び四千九百九十五万円を控除した額を普通交付税として交付することができ、

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十四年度分の地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十四年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成二十四年度当初通常収支交付税額(平成二十四年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額から第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千四百九十億二千九百七十八万九千円を控除した額及び東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律(平成二十三年法律第四十一号)第五条の規定に基づき平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。)

から返還金等の額(当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額及び四千九百九十五万円を加算した額

附則(平成二十五年三月三〇日法律第四号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十五年四月一日から施行する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十五年分までの地方交付税から適用し、平成二十四年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(地域の元気づくり推進費の基準財政需要額への算入) 第三条 平成二十五年分限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によって算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び

測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

地方団体経費の種類	測定単位費用
道府県	円 一人につき 五二八
市町村	円 一人につき 二六二

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示単位
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	単位

附則(平成二十六年二月一七日法律第二号)

(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 平成二十五年分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律の規定による改正後の地方交付税法(以下この項において「新法」という。)附則第十一条に規定する平成二十五年震災復興特別交付税額以外の額については、第一条に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないので、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十六年分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

この場合における平成二十五年分における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号に規定する平成二十五年当初通常収支交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十五年分分の地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十五年震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十五年分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成二十五年当初通常収支交付税額(平成二十五年年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六千五百三億二千四百二十二万二千円を控除した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第一号)附則第二項の規定に基づき平成二十五年分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。)

から返還金等の額(当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

附則(平成二十六年三月三十一日法律第五号)抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年分までの地方交付税から適用し、平成二十五年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置) 第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年分までの地方交付税から適用し、平成二十五年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付

金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

第二条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置) 第四条 第二条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年分分の地方交付税から適用する。

附則(平成二十七年二月一二日法律第一号) (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 平成二十六年分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律の規定による改正後の地方交付税法(以下この項において「新法」という。)附則第十一条に規定する平成二十六年震災復興特別交付税額以外の額については、第一条に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないので、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十七年分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

この場合における平成二十六年分における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号に規定する平成二十六年当初通常収支交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。

新法附則第四条の規定により算定された平成二十六年分分の地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十六年震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十六年分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成二十六年当初通常収支交付税額(平成二十六年年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千七百二十三億三千二百二十一万五千円を控除した額及び地方交付税法の一部を

改正する法律（平成二十六年法律第二号）附則第二項の規定に基づき平成二十六年年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

附 則（平成二十七年三月三十一日法律第二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第一条第二号の改正規定（「平成二十七年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号及び第六号の改正規定、同法附則第十三条第二項の改正規定並びに同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定 公布の日

（政令への委任）

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十七年三月三十一日法律第三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十七年年度分の地方交付税から適用し、平成二十六年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。（平成二十七年年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条 平成二十七年年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に限り、同条第三項の表市町村の項

第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

附 則（平成二十七年九月四日法律第六三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第三項、第三十条から第四十条まで、第四十七條（都道府県農業会議及び全国農業会議所の役員に係る部分に限る。）、第五十条、第九九条並びに第一百五十五条の規定 公布の日（以下「公布日」という。）

（政令への委任）

第一百五十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十八年一月二十六日法律第四号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 平成二十七年年度分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律による改正後の地方交付税法（以下この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十七年年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しない。新法第六條第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合における平成二十七年年度における地方交付税の交付については、新法附則第十一条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号に規定する平成二十七年年度当初通常収支交付税額を控除した額を普通交付税として交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十七年年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十一条に規定する平成二十七年年度震災復興特別交付税額を控除した額

二十七年年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十七年年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成二十七年年度当初通常収支交付税額（平成二十七年年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律による改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千八百九十八億千八百五十六千六百円を控除した額及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第一号）附則第二項の規定に基づき平成二十七年年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

附 則（平成二十八年三月三十一日法律第一三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法附則第八条中第一項を第十三項とし、第七項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第六項の次に二項を加える改正規定並びに第六條（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十七条第二項の改正規定及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条第十二項及び第十三項並びに第十六条第十一項及び第十二項の規定 公布の日

二から五の二まで 略

五の三 第七條（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三十七條、第三十七條の三第一項、第四十七條の二及び第四十七條の四の規定 平成三十一年四月一日

五の四 第二條（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）、第七條中地方財政法第三十三條の四第一項の改正規定及び同法第三十三條の五の八の次に一條を加える改正規定並びに第九條並びに附則第四条第二項、第六條（第六項を除く。）、第十一條、第十四條、第十七條第二項及び第三項、第二十條（第二項を除く。）、第三十一條、第三十二條、第三十五條（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七條の三第二項、第三十九條、第四十条、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十一条の二の改正規定に限る。）、第四十一条から第四十七條まで、第四十八條、第五十条並びに第五十二条から第五十六條までの規定 令和元年十月一日

五の四の二 略

五の五 第七條の二並びに附則第三十五條（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条の改正規定に限る。）、第三十六條、第三十七條の二、第三十八條、第四十七條の三及び第四十七條の五の規定 令和二年四月一日

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十七條の三 附則第三十七條の規定による改正後の地方交付税法第十四條第一項及び第三項の規定は、令和元年度分の地方交付税に係る同條の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十一年度分までの地方交付税に係る附則第三十七條の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 令和元年度分の地方交付税について、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後において、地方交付税法第十條第三項ただし書の規定により、普通交付税の額を変更する場合における同法第十四條の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項、自動車取得税	、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び
------------	---

務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により平成二十八年分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一條に規定する平成二十六年分震災復興特別交付税額の一部から附則第四條第一項第八号に掲げる額を控除した額のうち、平成二十七年分内に交付しない額を除く。）を、第六條第一項とする。

（平成二十八年分における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条 平成二十八年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

2 平成二十八年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

第六條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年五月二〇日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二八年一〇月一九日法律第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年一二月二八日法律第八六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年二月八日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年三月三十一日法律第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方交付税法附則

第七條の二の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条及び次条において「新地方交付税法」という。）の規定（新地方交付税法附則第七條の二の規定を除く。）は、平成二十九年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

2 新地方交付税法附則第七條の二の規定は、平成三十年分までの地方交付税から適用し、平成二十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

第三条 平成二十九年度分及び平成三十年度分の地方交付税における各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる新地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の市（以下この項において「指定都市」という。）を包括する都道府県にあっては新地方交付税法第十四條第一項の規定により算定した額から当該都道府県の地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五條第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金（以下この項において「道府県民税所得割臨時交付金」という。）の交付見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額とし、指定都市にあっては新地方交付税法第十四條第一項の規定により算定した額に当該指定都市の道府県民税所得割臨時交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を加算した額とする。

2 平成二十九年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

3 平成二十九年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定に係る地方交付税法附則第七條の二の規定は、平成二十九年度分までの地方交付税から適用し、平成二十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九條の規定の適用については、同条中「前年度の地方交付税特別譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の地方交付税特別譲与税の見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成三〇年三月三十一日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成三十年分までの地方交付税から適用し、平成二十九年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

第三条 平成三十年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成三一年三月二九日法律第二二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成三十一年分までの地方交付税から適用し、平成三十年分までの地方交付税については、なお従前の例による。

第三条 平成三十一年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成三二年三月二九日法律第二二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 から八まで 略

九 第六條及び第九條並びに附則第二十二條、第十六條及び第三十條第三項の規定 令和十六年四月一日

第三十條 前條の規定による改正後の地方交付税法（次項及び第三項において「新地方交付税法」という。）第十四條第一項及び第三項の規定は、令和元年度分の地方交付税に係る同條の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る前條の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次項及び第三項において「新地方交付税法」という。）第十四條第一項及び第三項の規定は、令和元年度分の地方交付税に係る同條の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る前條の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

第三条 令和元年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額」とする。

附則（平成三二年三月二九日法律第二二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四條の規定 公布の日

二 附則第十九條（地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）第四條の三第一項及び第三十三條の五の三の改正規定に限る。）、第十二條

定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十五号中「前年度の自動車重量譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の自動車重量譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

3 令和十六年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十三号中「前年度の地方揮発油譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の地方揮発油譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成三一年三月二九日法律第三三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第七條 前條の規定による改正後の地方交付税法（次項において「新地方交付税法」という。）第十四條第一項及び第三項の規定は、令和元年度分の地方交付税に係る同條の規定による基準財政収入額の算定から適用し、平成三十年度分までの地方交付税に係る前條の規定による改正前の地方交付税法第十四條の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

第一項及び第十三条から第十五条までの規定
平成三十二年四月一日
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 前条の規定による改正後の地方交付税法（次項及び第三項において「新地方交付税法」という。）第十四条第一項及び第三項の規定は、令和二年度分の地方交付税に係る同条の規定による基準財政収入額の算定から適用し、令和元年度分までの地方交付税に係る前条の規定による改正前の地方交付税法（次項において「旧地方交付税法」という。）第十四条の規定による基準財政収入額の算定については、なお従前の例による。

2 新地方交付税法附則第八条の規定は、令和二年度以降の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過小又は算定過大と認められる額の算定について適用し、平成二十九年度分、平成三十年度分及び令和元年度分に係る旧地方交付税法附則第八条に規定する基準税額等のうち算定過小又は算定過大と認められる額の算定については、なお従前の例による。この場合において、平成二十九年度分、平成三十年度分及び令和元年度分に係る同条の規定の適用については、同条中「当該年度以後三年度以内の年度の基準税額等」とあるのは、「当該年度以後三年度以内の年度の基準税額等（令和二年度以降の年度分においては特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）附則第十三条による改正後の第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別法人事業譲与税に係る同表の基準税額等を含む。）」とする。

3 令和二年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

附則（平成三十一年三月二九日法律第五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）

の規定は、令和元年度分の地方交付税から適用し、平成三十年分までの地方交付税については、なお従前の例による。
（令和元年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条 令和元年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付金」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

2 この法律の施行の日（附則第五条第二項において「施行日」という。）から地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の日までの間における新地方交付税法附則第七条の四の規定の適用については、同条第一号中「平成二十八年地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（次号ホにおいて「平成二十八年改正前の地方税法」という。）に規定する自動車取得税」とあるのは、「自動車取得税」と、同号リ中「平成二十八年地方税法等改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別譲与税」とあるのは、「地方法人特別譲与税」と、同条第二号ホ中「平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車取得税交付金」とあるのは、「自動車取得税交付金」と、同号ヘ中「地方税法第七十七号の六」とあるのは、「平成三十一年地方税法等改正法第二条の規定による改正後の地方税法第七十七号の六」とする。

附則（令和二年二月五日法律第一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日法律第六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和二年度分の地方交付税から適用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。
（令和元年度分までの地方交付税について）
附則（令和三年二月三日法律第三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。
（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和三年度分の地方交付税から適用し、令和二年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。
（令和三年度における基準財政収入額の算定方法の特例）
第三条 令和三年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十二号中「前年度の地方消費税交付金の交付見込額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十三号中「前年度の地方消費税交付金の交付見込額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額」とする。

用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。
附則（令和三年三月三十一日法律第八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和三年度分の地方交付税から適用し、令和二年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされたものとみなす。
3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされたものとみなす。
（命令の効力に関する経過措置）
第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。
（政令への委任）
第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和三年五月一九日法律第三十六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正等）
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。
（地方交付税法の一部改正等）
第二条 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第五条の規定は、令和三年度分の地方交付税から適用する。
附則（令和三年五月一九日法律第三十六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

（処分等に関する経過措置）
第五十七条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「旧法令」という。）の規定により従前の国の機関がした認定等の処分その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条及び次条において「新法令」という。）の相当規定により相当の国の機関がした認定等の処分その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされたものとみなす。
3 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを新法令の相当規定により相当の国の機関に対してその手続がされたものとみなす。
（命令の効力に関する経過措置）
第五十八条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の第七条第三項のデジタル庁令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。
（政令への委任）
第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和三年二月二四日法律第八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、附則第六十条の規定は、公布の日から施行する。

